

平成23年11月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成23年12月7日～8日

場 所 第4委員会室

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正  
予算（第3号）

○議案第2号 平成23年度宮崎県山林基本財産  
特別会計補正予算（第2号）

○議案第7号 宮崎県における事務処理の特例  
に関する条例の一部を改正する  
条例

○議案第12号 みやざき県民の住みよい環境の  
保全等に関する条例の一部を改  
正する条例

○議案第21号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第22号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第23号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第24号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第36号 平成23年度宮崎県一般会計補正  
予算（第4号）

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査

○その他報告事項

- ・社団法人宮崎県林業公社について
- ・葉たばこ廃作対策の取組について
- ・県有種雄牛の凍結精液配布体制の見直し経過  
について

出席委員（8人）

委員長 田口雄二

副委員長 二見康之  
委員 福田作弥  
委員 坂口博美  
委員 中野廣明  
委員 押川修一郎  
委員 新見昌安  
委員 岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 加藤裕彦  
環境森林部次長  
（総括） 金丸政保  
県参事兼  
環境森林部次長  
（技術担当） 黒木由典  
部参事兼  
環境森林課長 山内武則  
みやざきの森林  
づくり推進室長 福満和徳  
環境管理課長 橋本江里子  
循環社会推進課長 福田裕幸  
自然環境課長 森房光  
森林経営課長 佐藤浩一  
山村・木材振興課長 水垂信一  
みやざきスギ  
活用推進室長 武田義昭  
工事検査監 山下英一

農政水産部

農政水産部長 岡村巖  
農政水産部次長  
（総括） 緒方文彦  
農政水産部次長  
（農政担当） 押川延夫  
農政水産部次長  
（水産担当） 那須司

畜産・口蹄疫 復興対策局長	永山英也
農政企画課長	郡司行敏
ブランド・ 流通対策室長	鈴木大造
地域農業推進課長	奥野信利
連携推進室長	工藤明也
営農支援課 課長補佐（総括）	河野和正
農産園芸課長	加勇田誠
農村計画課長	三好亨二
畑かん営農推進室長	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業・資源管理室長	成原淳一
漁村振興課長	神田美喜夫
農業改良対策監	戸高憲幸
消費安全企画監	上山伸二
漁港整備対策監	与儀新二
復興対策推進課長	日高正裕
畜産課長	児玉州男
家畜防疫対策室長	岩崎充祐
工事検査監	中尾正史
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	井上裕一
畜産試験場長	税田緑
水産試験場長	山田卓郎

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬慎治
総務課主任主事	押川康成

○田口委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

初めに、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○加藤環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。本日の説明事項は、提出議案が9件、その他の報告事項が1件でございます。

まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」、議案第2号「平成23年度山林基本財産特別会計補正予算（第2号）」、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の3件、また特別議案といたしまして、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第12号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第21号から第24号までの4つの議案、「公の施設の指定管理者の指定について」の6件であります。

次に、その他の報告事項につきましては、社団法人宮崎県林業公社についてであります。前回の閉会中の常任委員会において、林業公社の

あり方に関する県方針（案）について御説明いたしました。本日は、林業公社の収支不足を解消するための経営改善計画について御説明いたします。

それでは、1ページをごらんください。5行目の1平成23年度環境森林部歳出予算（課別）の表をごらんください。この表は、議案第1号を初めとする3つの議案に関する歳出予算を課別に集計したものです。

このうち、議案第1号に関する一般会計の補正につきましては、表の左から4列目、補正額Bの列の下の方に網かけしてあります欄、下から5段目の欄にありますように、1億7,186万2,000円の増額をお願いしております。これは、東日本大震災による福島原発の事故を踏まえ、空気中の放射線量を測定する機器の整備を行う事業や、9月の台風15号により発生した山腹崩壊地等を緊急に復旧するものであります。

また、議案第36号に関する一般会計の追加補正につきましては、追加補正額Cの列の網かけしてあります欄にありますように、6億1,025万8,000円の増額をお願いしております。これは、主に国の3次補正の中にあります全国防災対策としての一般公共事業に係るもので、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定された市町村等において緊急に対応する事業であります。

この結果、補正額と追加補正額を合わせた補正後の額は、Dの列の網かけしてありますように256億3,695万2,000円となります。

また、議案第2号に関する特別会計の補正につきましては、下から2段目の網かけの欄にありますように、2,435万4,000円の増額をお願いしております。これは、県有林の搬出間伐を進めるために、間伐木の売り払いに必要な搬出経費等であります。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、表の一番下の3つの網かけ部分の一番右側の欄にありますように262億4,514万9,000円となります。

次に、2ページをごらんください。平成23年度繰越明許費補正（追加）についてであります。これは、関連工事のおくれによるものや、工法の検討に日時を要したもの、国の予算内示の関係により工期が不足するなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

上のほうの表の議案第1号関係につきましては、自然環境課と森林経営課の所管する事業を合わせまして、表の一番下、合計の欄にありますように、25カ所で6億4,688万3,000円でございます。

下のほうの表の議案第36号関係につきましても、同じく自然環境課と森林経営課の所管する事業を合わせまして、表の一番下、合計の欄にありますように、3カ所で2億450万円の繰り越しをお願いするものであります。

次に、3ページをお開きください。平成23年度繰越明許費補正（変更）につきましては、議案第36号関係としまして、自然環境課、森林経営課の所管する事業を合わせまして、表の一番下、合計の欄にありますように、11カ所、繰越額で、網かけ部分の2億9,393万8,000円の繰越明許費の増額をお願いするものであります。

この結果、下の表に参考として集計しておりますが、追加と変更を合わせた繰越額は、表の一番下の合計欄にありますように、39カ所、そして一番右に記載のとおり11億4,532万1,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。平成23年度債務負担行為補正（追加）についてでありま

す。債務負担行為につきましては、指定管理者制度に基づくものを4件お願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては担当課長・室長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○山内環境森林課長 それでは、環境森林課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料の環境森林課、27ページをお願いいたします。環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、上から3段目の特別会計で2,435万4,000円の増額補正となっております。この結果、補正後の額は、右から3列目、一番上の行ですが、47億8,052万3,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

29ページをお願いいたします。今回の補正は、上から5段目の(事項)県有林造成事業費2,435万4,000円の増額をお願いしております。これは、県有林の間伐材の搬出を促進するため、間伐木の売り払いに必要な搬出等に要する経費をお願いするもので、これにより県有林の収益の確保を図るものであります。

続きまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料で説明をさせていただきます。委員会資料の4ページをお開きください。債務負担行為の追加についてであります。これは公の施設の指定管理者を定めることに伴うもので、環境森林課の所管分としまして、宮崎県川南遊学の森、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、宮崎県諸

県有林共に学ぶ森の管理運営委託費の3件であります。期間は平成26年度までで、限度額はなおの記載のとおりであります。

次に、同じ常任委員会資料の7ページをお願いいたします。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。この事務処理特例条例は、県知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することを可能にするために必要な事項を定めているものであります。この特例条例に係る事務のうち、環境森林課所管分について説明をいたします。

まず、(1)の①改正理由にありますように、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」につきましては、後ほど説明いたしますけれども、一部改正を予定しておりまして、これに伴い号ずれが発生するために、関係規定を改正するものであります。具体的には、下のほうの新旧対照表にありますとおりアンダーラインで示した部分を変更いたしますけれども、宮崎市に移譲する事務そのものには変更がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第12号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

恐れ入りますけれども、平成23年11月定例県議会提出議案の75ページをお願いいたします。ここに、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」といたしまして、改正前、改正後の条文を新旧対照表で示しております。アンダーラインを付したところが改正部分であります。

内容につきましては、非常にあちこちで申しわけないんですけれども、再度、常任委員会資

料により説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども、もとの常任委員会資料の12ページをお願いいたします。まず、(1)の改正理由ではありますが、この条例では、現在、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、排出抑制計画書等の提出を義務づけておりますが、今回の改正は、産業部門に加え、業務及び運輸部門での取り組みを強化し、着実に温室効果ガス排出量を削減することを目的とするものであります。

(2)の改正の経緯ではありますが、ことし3月に環境審議会に諮問した後、事業者や関係団体への説明会を開催し、そのときいただいた意見を踏まえまして、7月に条例改正検討専門部会での審議がなされ、条例の一部改正に係る素案について、本常任委員会でも説明をさせていただいたところであり、その後、環境審議会での審議を経まして、9月に答申をいただき、9月の本常任委員会ではその報告をさせていただいたところであり、

次に、(3)の改正の概要ではありますが、条文の第6条及び第6条の2で、①のアにありますとおり、義務の対象となる事業者を、現行の工場または事業場単位から、事業者単位の特定事業者に改めることとしております。特定事業者は、スーパーなどの多店舗を有する事業者や、コンビニエンスストアなどの連鎖化事業者、また運輸事業者も含む予定であります。なお、特定事業者は、計画書及び報告書の両方を提出いただくこととしております。

13ページをごらんください。一番上ですが、イにありますとおり、義務の対象とならない小規模の事業者も、任意で計画書等を提出することができることとしております。

次に、第6条の3では、②にありますとおり、

温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段としまして、事業者の温室効果ガスの排出量を、森林の整備等に伴う二酸化炭素吸収量などの環境価値で相殺して報告することを認めることとしております。

第7条では、③であります、計画書等は県庁のホームページで公表することといたしております。

第7条の2ですが、④にありますように、計画書等を作成または実施しようとする事業者に対し、県は、必要な指導及び助言、勧告を行うことができることとしております。

最後に、第65条の2であります、⑤にありますように、計画書等の未提出などで勧告を受けた者が勧告に応じていただけなかった場合は、意見を述べる機会を設けた上で、その旨を公表することとしております。

⑥であります、施行期日は24年の4月1日を予定しております。

(4)の今後の予定ではありますが、今議会で議決をいただきましたら、年明けの1月から3月にかけて、テレビ、新聞等の県の広報媒体や県内各地区での説明会等を通じまして、事業者の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

事業者の皆様には、24年度1年間のエネルギー使用量等を把握していただき、特定事業者に該当する場合は、25年7月までに温室効果ガス排出抑制計画書を提出いただくこととなります。この計画書に応じて、次年度、26年の7月までに年度ごとの排出状況報告書を提出いただくこととしております。

なお、運用に当たりましては、本委員会で委員の皆様からもいろいろ御意見をいただきまして、それを踏まえて事業者にも過度な負担をかけ

ないよう計画書様式等に配慮するとともに、具体的な省エネルギー対策やエコドライブなど、きめ細かな情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第21号から23号につきましては、みやざきの森林づくり推進室長より御説明をいたします。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長 議案第21号から23号までの「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。**

環境森林部では4つの施設について指定管理者制度を導入しておりますが、今年度で現在の指定期間の3年を終了することから、引き続き、4施設の指定管理者を募集したものであります。初めに、環境森林課関係の3施設について御説明し、1施設を森林経営課から御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。3の議案第21号、宮崎県川南遊学の森についてであります。これは、川南町にあります宮崎県川南遊学の森の管理者を、(1)の指定管理者候補者となった社団法人宮崎県緑化推進機構に指定することについて、議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。

(3)の指定管理者候補者の選定についてであります。①のアにありますように、平成23年7月8日から9月9日までの募集期間において応募がありました2団体において、②のイにありますように、環境森林部に5名の委員で構成される選定委員会を設置いたしましてヒアリング等を実施し、ウの選定基準・審査項目・配点に沿って採点を行いました。

次に、15ページをごらんください。審査結果につきましては、③のアにありますとおり、社団法人宮崎県緑化推進機構が70.8点となっております。イの選定理由といたしまして、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていること。また、(イ)にありますように、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることや、利用者へのサービス向上や利用者増に向けた提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者の候補者として選定したところであります。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料といたしまして、1,810万5,000円について債務負担行為補正の追加をお願いするものでございます。

次に、16ページをお開きください。4の議案第22号は、小林市の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の管理者を、(1)の指定管理者の候補者となった社団法人宮崎県林業協会に指定することについて、議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。

(3)の指定管理者候補者は、①のイにありますように宮崎県林業協会1団体から応募があり、②のイの選定基準表により審査、採点を行った結果、次の17ページの③のアにありますように75.9点でありました。イの選定理由といたしまして、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていること。また、(イ)のように施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者の候補者として選定した

ところであります。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料7,957万円について、債務負担行為補正の追加をお願いするものでございます。

次に、18ページをお開きください。5の議案第23号は、宮崎市高岡町にあります宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の管理者を、指定管理者の候補者となった社団法人宮崎県林業協会に指定することについて、議決をお願いするものであります。

指定期間につきましては、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間であります。

指定管理者候補者の選定は、(3)①のイにありますように、宮崎県林業協会1団体から応募があり、選定基準表により審査、採点を行った結果、19ページの③のアにありますように70.5点でありました。イの選定理由といたしまして、募集要領に示した資格要件を満たしていることや、(イ)のように、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。利用者へのサービス向上や利用者増に向けた提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者の候補者として選定したところであります。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料702万9,000円について、債務負担行為補正の追加をお願いするものでございます。

環境森林課の説明は以上でございます。

**○橋本環境管理課長** 環境管理課からは、2つの議案につきまして御説明させていただきます。

まず、補正予算についてでございます。歳出予算説明資料31ページをお開きください。環境管理課の補正額は、左から2列目の欄にありま

すように、一般会計で7,336万1,000円の増額をお願いするものでございます。補正後の額は、右から3列目にありますように6億9,413万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

33ページをお開きください。上から6行目の(事項)放射能測定調査費7,336万1,000円の増額であります。内容につきましては常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。事業名、放射能測定調査事業についてでございます。これは文部科学省の委託事業で、昭和63年から環境放射能の監視測定を行っているものでございます。

1にありますとおり、このたびの福島第一原発の事故を踏まえまして、全国の放射能監視体制が強化されることとなり、本県にも測定機器が追加配備されることとなりました。今回の補正予算はこの測定機器の購入に係るものでございまして、主なものは、(4)にありますとおり、モニタリングポスト3台、サーベイメータ3台、ゲルマニウム半導体検出器1台でございます。このうちモニタリングポストにつきましては、右側の6ページの下のほうの地図にありますとおり、本県に近い3つの原子力発電所からの距離等を考慮いたしまして、小林、都城、延岡の3つの保健所に設置することとしております。これによりまして、現在あります衛生環境研究所のモニタリングポストと合わせまして4台で、本県の空気中の放射線量を面的に24時間体制で把握できるようになると考えているところでございます。

続きまして、資料の8ページをごらんください。「宮崎県における事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

当課で所管しております騒音規制法、悪臭防止法及び振動規制法につきましては、県の事務の一部を当該事務処理特例条例により、現在、一部の市に移譲しております。①のとおり、ことし8月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法におきまして、これらの事務が市に移譲されることとなりましたため、当該条例に基づく移譲事務からの削除を行うものでございます。

削除される事務の内容につきましては、②のとおり、3つの法律ともにそれぞれ、規制地域の指定や規制基準の設定、それらの公示等に関する事務であります。

③のとおり、現在、これらの事務は都城市及び延岡市に移譲しておりますが、平成24年4月1日からはすべての市におきましてこれらの事務が実施されることとなり、騒音や悪臭等生活環境の保全につきまして、より地域の実情や住民の意見が反映されるものと考えております。

環境管理課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○森自然環境課長** 自然環境課から、予算の議案と特別議案について御説明をさせていただきます。

初めに、自然環境課の11月補正予算についてでございます。お手元の11月補正歳出予算説明資料をお開きください。自然環境課のところ、35ページをお願いいたします。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で9,804万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目の欄にありま

すように40億3,739万6,000円となります。

それでは、補正内容について御説明をいたします。

めくっていただきまして、37ページをお開きください。上から6段目の(事項)緊急治山事業費9,804万9,000円の増額をお願いするものでございます。今回の補正理由は、説明の欄にありますように、今年9月の台風15号による現年災の増加に伴うもので、五ヶ瀬町の尾平地区外2カ所の災害復旧工事を実施することとしております。

続きまして、議案第36号について御説明をさせていただきます。

お手元の別冊、11月補正歳出予算説明資料(議案第36号)の自然環境課のところ、9ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で4億1,265万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算は、表の右から3番目の欄に上げておりますように44億5,004万6,000円となります。

補正内容について御説明をいたします。1枚めくっていただきまして、11ページをお願いいたします。今回の補正は、いずれも国の平成23年度第3次補正予算の全国防災対策に対応するものでございます。

初めに、上から4段目の(目)治山費、その下の段の(事項)山地治山事業費で3億1,185万円の増額をお願いしております。これは、延岡市の杉ノ内地区外7カ所におきまして、山地災害の危険性の高い崩壊地等に治山ダムや山腹工などの整備をすることとしております。

次に、その下の段の(事項)地すべり防止事業費で1億80万円の増額をお願いしております。これは、宮崎市の丸目地区におきまして地すべ

り防止対策を実施するものでございます。

予算議案については以上でございます。

引き続き、特別議案について御説明をいたします。

環境農林水産常任委員会資料にお戻りいただきまして、特別議案の議案第7号を御説明いたします。9ページをお開きください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の関連でございます。

(3)の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に係る事務の改正について御説明いたします。

①の改正する理由でございますが、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務を希望する市町村に移譲することによりまして、住民の利便性の向上と事務処理の効率化などを図るものでございます。

次に、②の移譲する事務の内容及び移譲する市町村につきましては、下の新旧対照表、別表2に規定いたします有害捕獲の許可対象の鳥獣を、下線で示しております現在の18種類から、改正後の欄にありますように59種類に拡大するとともに、特定外来生物及び鳥類の卵の捕獲の許可を追加するものでございます。また、その下の別表2の3に規定する事務、その具体的な内容は、販売禁止鳥獣（ヤマドリとその卵）の販売の許可等の事務でございます。今回、椎葉村を追加いたしまして、合わせて16の市町村とするものでございます。

③の施行期日につきましては、平成24年4月1日からを予定しております。

次に、10ページの(4)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に係る事務の事務の移譲についてであります。

①の改正する理由につきましては、9ページ

と同様に、住民の利便性の向上と事務処理の効率化等を図るものでございます。

②の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、先ほど説明いたしました9ページの新旧対照表2の3の事務を椎葉村に移譲することに伴って発生する事務、具体的には販売許可証の住所等の変更届出等の事務に椎葉村を追加するものでございます。

③の施行期日につきましては、同じく平成24年4月1日からを予定しております。

次に、めくっていただきまして、11ページの(5)の自然公園法に係る事務の改正についてであります。

①の改正する理由につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴いまして、自然公園法に係る関係規定を改正するものでございます。

②の改正する事務の内容につきましては、法律の公布に伴いまして、市町村が執行する国定公園事業において、市町村が施設の変更を行う際の知事への同意について見直しが行われまして、同意を要しない協議となったことに伴い、新旧対照表中、4の2の(3)及び(7)の「同意」の事務を、右の改正後にありますように「協議」へ変更するとともに、(10)の「同意」を削除するものであります。

③の施行期日につきましては、平成24年4月1日からを予定しております。

自然環境課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤森林経営課長 森林経営課でございます。

初めに、当課の11月補正予算について御説明いたします。

お手元の11月補正歳出予算説明資料の39ペー

ジでございます。今回の補正予算は、表の森林経営課の欄の左から2列目、補正額にありますように45万2,000円の増額をお願いしております。この結果、森林経営課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように106億1,235万1,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、41ページをお願いいたします。5段目の(事項)林業技術センター管理運営費で45万2,000円の増額をお願いしておりますけれども、これは、森とのふれあい施設の管理運営に係る委託業務料の増に伴うものでございます。

続きまして、11月追加補正予算について御説明いたします。

お手元の11月補正歳出予算説明資料(議案第36号)の13ページでございます。今回の追加補正予算は、表の森林経営課の欄の左から2列目の補正額にありますように、1億9,760万8,000円の増額をお願いしております。この結果、森林経営課の追加補正後の予算額は、右から3列目にありますように108億995万9,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。2つの事項で増額をお願いしておりますけれども、この2つにつきましては東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定された市町村等に対するもので、まず5段目の(事項)森林整備事業費では、延岡市外4市町村等が行う造林、保育等の経費に関する補助として1億7,284万9,000円をお願いしております。

また、その下の(事項)林業専用道整備事業

費では、延岡市が行う間伐等の森林施業に直結する路網整備の経費に対する補助として2,475万9,000円をお願いしております。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。常任委員会資料の20ページをお願いいたします。議案第24号は、美郷町西郷区にあります県林業技術センター内に併設されております、研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場の管理を行う指定管理者の指定についてであります。

(1)にありますように、指定管理者候補者は社団法人宮崎県林業協会でございます。

次に、(2)の指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

また、(3)の指定管理者候補者の選定ですが、①の公募の状況といたしましては、イにありますように2団体から応募がありました。また、②の候補者の選定につきましては、イの選定基準表によりまして審査、採点を行った結果、右側の21ページの③にありますように、点数は75.8点でございました。イの選定理由といたしましては、(ア)にありますように募集要領に示した資格要件を満たしていること。また(イ)にございますように、施設の管理を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。施設の利用促進に向けた具体的な提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う指定管理料といたしまして、年額にいたしまして2,130万円、3年間で6,390万円につきまして債務負担行為補正の追加をお願いするものでございます。

森林経営課からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田口委員長 以上で議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

○中野委員 まず指定管理者制度、ずっと以前からあるわけですけど、私は目的は2つあると思うんです。県が管理しておった場合と委託にした場合、どれぐらいサービスがよくなって経費が下がるかということだと思ひます。こういう資料を見るときには経費の縮減等、どれぐらい削減できるのか。削減できなければ余り意味ない。その中でより以上のサービスが提供できるとか、そういうところを書いてもらわんと、ただ手順だけを書いて、一番知りたひ目的のところは抜けておるんです。資料がいつもよかつたらそこを説明してください。指定管理者はみんな。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 今回、4施設ございますけれども、指定管理が始まっのメリットとして、民間企業の能力を活用して、委員御指摘のような経費の節減だとかサービスの向上が一定量図られております。具体的に申し上げますと、ひなもり台県民ふれあひの森について16ページで御説明させていただきましたけれども、この中に書いていないということだまことに恐縮ですけれども、ひなもり台の場合は、今、第2期ですけれども、第2期の指定管理が始まってひなもりの県民の森を通年の営業と開園ということで県民サービスの向上に努めております。オートキャンプ場で申し上げますと、冬期、12月から3月までの間は閉園していたんですけれども、その間も利用できるように通年営業という形でサービスを向上させております。

2点目の経費の節減の件ですけれども、それまでは県の委託という形でやっておったんですけれども、制度導入前の17年度決算で申し上げますと、3,680万ほどの委託料がかかってございました。制度を導入後、18年以降は約2,600万余ということで、1,000万ほどの経費節減につながっているという節減効果もあつたということで、指定管理の導入によって一定のサービス向上ないし経費節減効果が出たものと思ひております。

○佐藤森林経営課長 第24号でお願いしております林業技術センターにつきましては、経費的にはそう差はございませんけれども、自主研修とか主催研修の回数が増加するなどサービスの向上につながっていると。それから先ほどございましたように、通年を通じた開所につながるなどサービスの向上につながっているところでございます。

○福田委員 関連しまして、特殊な仕事ですから応募者も少ないと思ひますが、20ページには2団体の応募団体数になってはいますが、業種的にはどうひう業界がこういう関連の指定管理者に応募できる資格とひいますか要件があるのでしょうか。いろいろ基準は書いてありますが、具体的な業務内容でひいますと、できれば林業協会以外の応募した団体の名称を知りたいんです。

○佐藤森林経営課長 21ページに2団体と書いてありますけれども、団体の名称といたしましては、特定非営利活動法人リバーシブル日向というところでございます。これは日向市に所在してひまして、社会教育とかまちづくり、文化振興、環境活動を行いますNPOで、地域の自然文化を守り育てるひゅうが自然学校等を運営していると聞いております。

結果的に宮崎県林業協会を選定したわけですが、先ほど申しましたように、指定管理者として必要な人員体制の確保とか、サービス向上のための方策等がプレゼンの中に具体的に含まれていなかったということで、点数の差がついてこういう結果になりました。

○**福田委員** 決定は構わないんですが、せっかく指定管理者制度をつくって、応募団体が少ないということは、結局、県が意図した競争原理が働くことが少なくなるわけですから、どの辺に参入するバリアがあるのかなと考えたんです。もちろん林業協会あたりは一番的確者であることはわかります、業務内容からしまして。せっかく指定管理者制度をつくられて、応募する団体が少ない、企業が少ないというのはちょっと寂しいという気持ちがいたしました。

問い合わせ等についても余りないんですか。

○**佐藤森林経営課長** 今の技術センターの応募につきましては、ほかに問い合わせが1件ございました。

○**福田委員** 特殊な業務ということは理解をしているんですが、やはり指定管理者制というのは広く能力のある企業に、公の施設の仕事を開放するわけですから、そういうふうに進んでいてもらいたい。林業協会といいますと外郭団体の一つに見られますから、もちろんそれはいいんですよ。事前調整が行われずに、本当にフリーの立場で指定管理者が決まるような応募のあり方が必要になってくるのかなという気がいたしました。答えは要りません。

○**坂口委員** 関連してですが、例えば16ページのひなもり、今言われたように応募者の障壁ですけど、事業計画確認のところの審査項目の一つに「過去の類似事業の実績」とかありますね。言葉としてはわかるんですけど、これをやるた

めにどういったものまでを類似事業と見るのかということです。お客さんを集める力とか教育力とか、実際同じようなことをやったということで、ひなもり台みたいな施設を管理することを類似というのか、ここらは難しいと思うんです。これらを応募しようとする人たちがどう解釈して、そのことがまた評価としてポイントに最終的にどうはね返ってくるのか、ここは例外的に36点配点ですけど、ほかのは40点ぐらいの配点ですね。その中でこの類似をどう見て、そこにどう点数配分していくかとか。今の福田委員の質疑なんかも、応募していくサイドからの解釈に大きな意味を持つんじゃないかと思うんですけど、具体的には類似ということはどういうことですか。

○**福満みやざきの森林づくり室長** 16ページはひなもり台県民ふれあいの森の例でございますけれども、これは森林・林業教育、あるいはレクリエーション等の目的を持った施設でございます。この施設の利用目的を達成するために必要な、例えば森林環境教育とかレクリエーション事業が過去に実績としてあるかを評価しているところでございます。それと、ひなもり台につきましては宿泊施設を伴っておりますので、団体としてはオートキャンプ場の運営ができる、宿泊施設の運営が可能な旅館営業許可等が必要になりますので、そういった要件を備えているかなどを評価するというところでございます。

○**坂口委員** なかなか難しいことだと思うんです。事業者そのものがそういったものを持っているのか、それともそういった人材を持っているか、過去、県外においてこういったことをマネジャー的な立場でやっていたとか、そういう人間を持っているから全般わかっていますとか、ここらが本当に求めるものに一番近づくよ

うな形での実績評価をやっていかないと、これは言うのは簡単だけど難しいことだと思うんです。

引き続いてですけど、そこで、この項だけが36と14の配点になっているんです。経費の縮減と今の項とが。ほかのところは全部、経費10点、確認40点配分ですけど、これは何か特に理由があるんですか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 経費の縮減等がほかの施設が10点に対して14点と、ちょっと高うございます。これについては、ひなもり台のキャンプ場が宿泊料とかキャンプ場の利用料とかいうことで利用料収入を大分見込んでおるものですから、そういったところで経費の縮減等に一定の配慮がなされているかどうかを見る必要があるということで、若干重点配分ということでしております。

**○坂口委員** あとは考え方なんでしょうけれども、問題は、そこで足りなくなった4点をどこから持ってくるかですよね。この場合は、本当にやれるのという確認のための項目のところは4点そのものが来て、40点がほかのに比べて4点少なくなっているけど、それぞれから1点ずつ引いていくとか、収入に伴う事業のセットだということでこの項が高くなったというのはわかるけど、36点に40点、それを確認するための能力を見るところだけから持ってこられたら、1回、3年なり試行してみて、今後そこらを改善していく余地がまだあるのかなという感じがしたものですから、これはお願いにしておきます。

もう一ついいですか。さっきの事務移譲のところの9ページです。改正の部分で、具体的にはヤマドリの卵と鳥そのものの捕獲の許可を椎葉村ということだったんですけど、椎葉村だけ

追加になったのはどういった理由からなんですか。

**○森自然環境課長** 今回、要望を全市町村にとりまして、椎葉村はヤマドリの捕獲についての許可事務を手を挙げられてきたという経緯でございます。

**○坂口委員** ヤマドリの許可で、具体的になるんですけど、コシジロヤマドリも含めたヤマドリになるんですか。そこらはどんなになるんですか。

**○森自然環境課長** コシジロヤマドリは捕獲禁止でございますので、ヤマドリのみということになります。

**○坂口委員** それならちょっと安心ですけど、ここからそこまで出ていいかどうかですけど、問題はコシジロヤマドリですよ。あれも増殖対策として、一つには、卵を捕獲して、それをふ化させて放鳥するというようなことでの増鳥対策は、県はまだやっているんですか。

**○森自然環境課長** 実際やっております。しばらくお待ちください。

コシジロヤマドリは昭和39年に県鳥として指定されておるんですけども、平成18年ぐらいから採卵して、それをふ化させて順次飼育をしてきているところですが、途中で水害に遭ったりしてひなが流されたり、気性の強い鳥らしくて、非常にけんかをするというようなことで、順次生育はしているんですけども、高岡産のコシジロヤマドリとえびの産のコシジロヤマドリ双方ございまして、現在までに約53羽繁殖をしてきております。

**○坂口委員** それは飼養しているのからの増殖方法。それとタヌキとか動物に卵をやられるということで、その卵を保護して安全に、ウミガメの卵みたいなものですけど、そういった対応

もされているんじゃないかったですか。ヤマドリ  
の増鳥対策を正式に県は県の鳥として始めまし  
たよね。その中の一つにそういうこともやって  
いるんじゃないかったですか。ハンターをお願い  
して、その確認したら個体数を把握するとか、  
卵を捕獲して安全にふ化させると。

○森自然環境課長 ハンターの方々に毎年、出  
会い調査というようなことで、コシジロヤマド  
リをどこで、いつ、どんなふうに見たかという  
のを狩猟の期間中にデータをいただいております。  
それとは別に、御質問にありました卵のふ  
化については、現在、先ほど申しました53羽を  
飼育している以外には、特段、日ごろから卵を  
捕獲してというのはしておりません。

○坂口委員 通常では卵の移動とか捕獲はでき  
ないんでしょうけど、コシジロヤマドリが県の  
鳥でありながら幻の鳥と、県の鳥を県民が見た  
こともないような鳥だということで、これを何  
とかしなきゃと、これは大切なことだと思うん  
です。それでその事業に取り組まれたわけです  
けど、その中で、一つにはテリトリーを持って  
なかなかつがいにならないということですね。  
それと、経験則としてヤマドリの卵をどうやっ  
てふ化してえづけて成長させていくかという  
経験がなかったということ。まずはそれを取り  
組むために、基礎的に、どこに何羽いるのかも  
わからないというようなことで、出会い確認の  
報告とかお願いされたときに、ふえない理由の  
一つに、テリトリーと同時に、ふ化前に卵をタ  
ヌキとかキツネといった動物にやられる。そこ  
までわかっている、それを何とか保護したいと  
いう考えを県が持ったところまでは間違いなく  
あるんです。その先に、今言われたように卵の  
捕獲です。どうやって捕獲の許可を出して、だ  
れが集めるかということも検討すべきじゃない

かと思うんです。

○森自然環境課長 おっしゃるとおりコシジロ  
ヤマドリは県鳥でございますので、これを繁殖  
させていくことが重要だと思っております。平  
成21年度にコシジロヤマドリの生息調査を委託  
して実施しているわけですが、これは先ほども  
お話がありましたように日本野鳥の会からの目  
撃情報とか、ロードセンサス法よりまして林業  
関係者とか狩猟者、登山者の方からの聞き取り  
調査を日本野鳥の会に委託をお願いしている  
ところですが、この結果でいきますと、平成21  
年度の調査では、主に県南部を中心に1万600羽  
ぐらいいると。出会いですので完璧に生息があ  
るというわけではございませんが、そのぐらい  
の数値は確保されていると。あとは、テリトリー  
が非常に強い鳥でございますのでなかなかつが  
いにならないとか、イタチやタヌキ、キツネな  
どの捕食動物からやられているという状況も報  
告されているところでございます。今後、卵の  
件につきましては、今現在繁殖させているもの  
の放鳥も含めて検討していきたいと思ってお  
ります。

○坂口委員 ぜひお願いしたいです。コシジロ  
ヤマドリがなぜ県の鳥になったんだろうかとい  
うところあたり、亜種でもありますし、生息が  
限られている、地域も個体数も。とにかく県の  
鳥には間違いなし、これは何とかやっていか  
にゃいかん。最初これを増鳥していこうと思  
切られたというのも大きかったと思うんです。  
というのが、一つには、亜種で人の目につか  
ない鳥なものだから、いろんな経験、知識を持  
っている人が日本国内にいなかったんです。た  
しか京都に高齢の方が1人おられて、その人を  
最初は頼ったと思うんです。いろんなノウハウ  
とか知識をもらうのに。多分、大分高齢だったか

らですね。これはぜひ、卵の今の許可の出し方から、学術的なものなら、こういった経験持っている人には出しますよというところから始めて、出会でヤマドリのお卵があったら、食べられる前にそれを捕獲して保護してでもやるとかいうところ、ヤマドリのお卵の許可を出すと聞いたものですから、ぜひそれもまた検討に加えていただけるとということになります。

**○押川委員** 先ほどの指定管理者に関連するんですが、14ページの川南遊学の森です。2回目ということでもありますけれども、2団体ということでもあります、もう1団体の方は前回と同じ団体の方が応募されたのかどうかお聞きしたいと思います。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 川南遊学の森についての応募団体2団体でございますけれども、今、指定候補者となっている社団法人宮崎県緑化推進機構と、もう1団体は、先ほど美郷町の県民ふれあいの施設に応募した団体、特定NPO法人リバーシブル日向の2団体でございます。

**○押川委員** 前回も同じ方ですか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 前回は1団体だけでございます。

**○押川委員** 先ほど福田委員からも出たんですが、せっかくこういう指定管理者制度の中で、いろんな方が応募されることが期待されるということが我々もいいのではないかというふうに実は思っておりました。だから聞かせていただきました。

それから、候補者選定委員会でありまして、委員の皆さん方は前回も今回も同じ方々なんだろうかと。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 前回とメンバーが全く一緒ではございません。遠山委

員長と高木准教授は一緒でございますけれども、岩倉委員につきましては、今回新たに追加しております。あとの2名は行政の委員でございますので、一緒ではございません。

**○押川委員** わかりました。ありがとうございます。

それから、5ページの放射能測定調査事業でありますけれども、今回、3・11の地震・津波、それで福島県を中心としたセシウム関係いろいろ被害が出ておまして、特に農畜産物関係もいろいろと報道がある中で、県内においても今までモニタリングポストとか少なかったわけでもありますけれども、今回の補正で4になる、あるいは5になる、2になるというようなことで、それぞれ県内の空気中の環境調査をしていただけるということでありたいことでもあります。そういう中で、特にゲルマニウム半導体は固定ということなので2台になるわけですか。これは水道水とかをそこに持って行って検査をして、そのことをフィードバックするという形のシステムにするわけですか。

**○橋本環境管理課長** ただいま委員おっしゃいましたとおり、ゲルマニウム半導体検出器につきましては、現在、文部科学省の指示に従いまして、毎日、降下物、水道水等の測定を行っております。それから、これまで行いましたものは、それ以外に牛乳、お茶、土壌等でございます。今後予定しておりますのが野菜でございます。あくまでもこれは文部科学省の指示に従って測定いたします品目、時期、回数等が定められているということでございます。

**○押川委員** そのことを検査されて、各市町村あたりにはどういった形の中で連絡なり、そういうのはないんですか。

**○橋本環境管理課長** ただいま御説明いたしま

した降下物や水等の測定結果につきましては、国に報告をするということになっておりまして、それ以外には、県のホームページで測定結果が出次第公開をすることとしております。市町村にも結果につきましてはそのたびにお送りをしているところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。せっかくですから、国に報告する部分と、県の調査結果ですから、ホームページ、並びに数値の高いところあたりは市町村あたりに連絡するような形の中でお願いをしておきたいと思っております。

○橋本環境管理課長 これまでも結果が出るたびに市町村にはメールでお送りしておりますが、今後も引き続きそれを続けていきたいと考えております。

○岩下委員 17ページ、議案第22号のひなもり台の件についてですけど、オートキャンプ場とかいろいろされておるんですけども、入場者数と使用料の額を教えてください。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 オートキャンプ場としましては、バンガロー、オートキャンプのテントサイト、それから一般のテントサイトといったことで利用できる施設が決められております。

利用料金につきましては、しばらくお待ちいただきたいと思っております。済みません。

○岩下委員 オートキャンプだからキャンピングカーで来られる方もおられると思うんですが、何台ぐらい。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 その数値についても少々お時間をいただきたいと思っております。済みません。

○中野委員 今のひなもり台、指定管理者に出す前、年間7,000万～8,000万の補助金を出しておったと思うんです。あの施設丸々一緒という

ことでいいんですか。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 委員御指摘のように8,000万程度の全体の予算であったかと思っております。同じ施設だと思っております。

先ほどの利用料金ですけれども、オートキャンプ場の宿泊料ということで、キャビンがA、B、C 3タイプがございます。Aが1万4,500円、キャビンBが1万200円以下、キャビンCが6,700円以下、それからトレーラーハウスも備えておりますけれども、これが1万3,900円以下、それから個別のテントサイトが5,100円以下、グループで利用する場合は1万200円以下とか、サイトによって値段が決められております。これは上限ということで県の基準で決めております。

○岩下委員 内訳は聞かせていただきましたけれども、年間の使用料、売り上げ。それと、売上金、収益金は県のほうに行くんですか、管理者のほうに行くんですか、その点もお願いします。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 17ページに指定管理料の額が書いてございます。単年度2,670万からですけれども、この額については施設の維持等にかかる経費ということで、県から委託料として支払う分でございます。それと別途、利用料金につきましては、22年度の実績で申し上げますと1,500万余あるんですけども、それにつきましては基本的には指定管理者が収入にするということで、この中で運営をしていくこととなります。ただし、県のほうで積算している中で利用料の基準を設けておまして、その利用料をかなり上回る収益があった場合は、県と指定管理者とで折半するという取り決めになってございます。

先ほどの岩下委員の御質問の中でキャンピングカーのサイトはどのぐらいかということで

ございました。これは6サイト準備してございます。

○岩下委員 それで年間何台ぐらい来るのか、何台利用しているかということです。オートキャンプ、かなり車がふえておるような状況ですけれども、これからの観光のニーズにもなるんじゃないかということで、ひなもり台で1年間に何台ぐらい来るかお聞きしたい。突然で済みません。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 この施設の利用状況で、利用者数としては、22年度で6万2,000人といったデータはあるんですけども、今のオートキャンプの利用の台数は、ここには持ち合わせておりません。申しわけございません。

○岩下委員 突然だったので申しわけありません。またわかりましたら教えてください。ありがとうございます。

○新見委員 環境管理課長にお尋ねしたいんですが、今回、放射能測定機器が7台増設されますけれども、今までは衛生環境研究所で4台の機器を使って調査をされていたわけですが、福島原発事故以降、この4台の機器を使って、それ以前とそれ以後では、仕事の量的にいろんな調査項目がふえたりしたんでしょうか。衛生環境研究所における仕事の量。

○橋本環境管理課長 文部科学省の委託調査につきましては、原子力発電所の事故前につきましては、例えば降下物につきましては1カ月分をはかりましてそれを報告する。水道水につきましても1カ月に1回はかるという形で行っておりました。福島原発事故以降につきましては、降下物は、毎日わかりますものと1カ月分はわかりますものと2つ受け皿を設置いたしまして、一つのほうは1カ月分をこれまでどおりはかり

ます。もう一つは、毎日分をとってそれをはかって報告することにしております。水道水につきましても毎日をはかるということで、その部分につきましては業務量がふえたということでございます。

つけ加えまして、それ以外のモニタリングポストが固定式ということでございますが、これは衛生環境研究所の屋上に設置されているものでございます。各都道府県ともモニタリングポストの配置の位置というのはそれぞれでございます。高いところにあるものもあれば低いところに設置しているところもあるということで、各都道府県ごとの放射線量レベルを比較するという意味では、高さが違うということでは一様の比較ができないということもございまして、これも文科省の指示によるものでございますが、地上から1メートルの高さで各都道府県ともはかりなさいという指示がございました。それによりまして、サーベイメータ、移動式の計測器で毎日10時に1メートルの高さではかるということをやっております。それらの業務が新たに追加された業務ということになります。

○新見委員 今言われたサーベイメータ、衛生環境研究所に新たに可搬式が3台追加になるわけですね。3台可搬式が追加になることによる職員の勤務、過重な仕事になるんじゃないかと思うんですが。

○橋本環境管理課長 新たに追加される測定機器によってどのような測定をするのかにつきましては、まだ文部科学省のほうから正式に指示が来ておりませんので、業務量がどのように変化するかということについては、現段階ではわからないということでございます。

○新見委員 これは全額国庫負担で宮崎県に7台新たに配置されるわけですがけれども、各県に

配置される基準はどんなふうになっているんでしょうか。

**○橋本環境管理課長** 今回の放射能測定に対する強化につきましては、国の2次補正において行われるものでございますが、モニタリングポストで申しますと、国全体で250基が追加配備されることになっております。この250基をどのように配置するかにつきましては国のほうで方針を定めているところでございますが、まず、最も強化される場所といたしましては、原子力発電所等の施設に近い地域には重点的に配備されるということでございます。それ以外の地域につきましては、均等割と申しますか、人口と広さ等に応じて配置されるということでございまして、本県にはモニタリングポストでいけば3台の配置でございます。この3台を本県においてどのように配置をするかにつきましても国の考え方が示されてございまして、まず最低1台は原発施設から距離の近いところに設置するということになっております。それ以外につきましては、子供の健康を最優先するというところで、人が集まるところに配置をする、そのような方針が出ております。それに従いまして、今回本県では、近いところということで小林保健所、都城保健所、延岡保健所、これらにつきましては人口も多いということで3カ所を決めたところでございます。

**○二見副委員長** 13ページの条例の一部を改正する件についてですけれども、⑤の勧告に従わなかった事業者の公表の新規の部分ですが、計画書の未提出などの不履行に対する勧告を受けた者が、それに従わなかった場合に、意見を述べる機会を設けた上で、インターネット等によりその旨を公表するというのはよくわからなかったんですけれども、意見を述べる機会を設

けるとは、どういったようにそれを設置されるのかお伺いしたいんですが。

**○山内環境森林課長** 勧告に従わなかった事業者の公表については、資料の④指導・助言及び勧告というふうにしておりますけれども、具体的な運用としましては、まず指導もしくは助言をする。そして考慮しないと勧告になりますけどというような形をして、勧告を実際して従わなかった場合には、その理由をお尋ねをし、理由のいかんによっては、公表の有無はまたそこで判断をすることになるかと思っております。手順を踏んで順次やっていきたいと考えています。以上です。

**○二見副委員長** ということは、公表するかしないかは、聞き取りの内容次第によってその都度検討されるということでしょうか。

**○山内環境森林課長** あくまでも現在では想定でございますけれども、ケース・バイ・ケースというのはある程度は考慮する必要があるというふうに考えております。

**○二見副委員長** その判断については、担当の課でされるのか、専門の人を置かれるのか、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**○山内環境森林課長** 基本的には、事情をいろいろお尋ねして、最終的には県のほうで判断をするというふうに考えております。

**○二見副委員長** 後は、先ほどの指定管理者の件ですけれども、ひなもり台については第2期目に入っているということですが、残りの3件についても第2期目に入っているということですか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** ひなもり台が今2期目ということで、川南遊学の森が1期目で、それ以外の3施設は2期目でございます。

○二見副委員長 先ほどからいろいろとお話がありまして、できるだけたくさんのお応募団体が来るほうがいいと、できるだけいい経営をしてもらえるところになってもらうのがいいという話もあるんですけども、反面考えないといけないのは、実際指定管理をしていらっしゃる団体が次の期もできるかどうか非常に不安なところだと思うんです。今回、指定管理の審査結果が継続という形に4件ともなっていますけれども、もしこれが継続できなかつた場合、その団体は指定管理者から外されてしまう。そうなるのと、団体が何とか運営を頑張つて利益を出しました。その利益を施設等に投資をしようと考えたとしても、次の更新のときに自分たちが継続できないのであれば、その投資した分は次の管理者の利益といえますか、活用していくことになっていくわけですね。指定管理を受けている方々というのは、一生懸命頑張つて経営をよくしていただかないといけないし、なおかつ施設等をよりよくしていってもらえるように考えてもらわないといけないんですけれども、更新があることによってハード面に対する設備投資とかが難しいんじゃないかと思うんです。そのところについては県としてはどのようにお考えなのか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 施設の維持管理等は県が行うというのが原則でございます。金額等にもよると思いますけれども、施設の有効活用という形での施設の改善等については、その都度協議していくことになっております。

○二見副委員長 協議するということは、県もその分に対して委託料を出すとかそういう話になるということですか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 基本的

には、施設自体のハード面の大きな部分になる場合は、県で維持補修等は行っております。金額等が関係するとは思いますが、根幹にかかわらない部分については、その都度協議して決めることになると思いますが、原則として施設の維持管理あるいは増設等については県が行うこととなりますので、その協議を経た上で、県が予算に計上してやるかどうかということになるかと思っております。

○田口委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 それでは、Ⅲその他の報告事項の1 社団法人宮崎県林業公社についてでございます。説明は、別冊の資料1「林業公社のあり方に関する県方針(案)」で御説明いたします。

さきの11月1日の常任委員会におきまして、林業公社のあり方に関する県方針(案)の御説明をさせていただいたところでございますが、本日は、改善額を見込んだ今後の経営改善に向けた取り組みについて御説明させていただきます。資料は、前回の委員会で御説明した案に改善計画を加えたものでございます。本日は変更となった点について御説明いたします。

12ページをお開きください。6の林業公社のあり方に関する県方針(案)であります。公益性や県財政負担の面など総合的に判断し、公社を存続させることとしておりますが、そのためには、(1)にありますように、公社自身の経営努力による収入増と金利節減対策を検討しております。①には林業公社自身の経営努力を挙げられておりますが、このうち右の13ページの下線の追加分才をごらんください。前回の常任委員会での御意見を踏まえまして、主伐時のコスト縮減のための作業路開設に伴う分収割合の見直し

につきまして、土地所有者の同意を得た上で分収割合を見直し、収入の増につなげていくというを追加してございます。

次に、下のほうの(2)であります。これまでは「県の支援」とだけしておりましたが、市町村との協議結果を踏まえまして、「県及び市町村の支援」と変更いたしております。県は、林業公社自身の経営努力や利息の軽減などの経営改善の取り組みについて指導・監督を行い、その上でなお公社の資金が不足する分については、県は貸付金による支援を行うとともに、社員である12市町村に対しても貸付金による支援を要請することとしたところであります。

具体的な改善計画につきまして、次の14ページをごらんください。表一9は林業公社の収支不足を解消するための改善計画であります。一番上の行「現計画における単年度毎の資金不足額(X)」につきまして、その下の網かけ1の「林業公社自身の経営努力(A)」、中ほどの2「利息の軽減(B)」、3の「県及び市町村の支援(C)」によりまして改善し、表の下から2つ目の枠で囲んでおります「改善計画における年度末資金残高」が1億5,000万円確保できるようにしております。

具体的な改善計画についてであります。まず、一番上の網かけ(A)の林業公社自身の経営努力から御説明いたします。(1)は、保育間伐を終了した人工林を対象に一定の間隔で列状に伐採する方法で、搬出作業コストを抑え、右の計のように29年度までに3,300万円余の改善を見込んでおります。

(2)は、46年生以上の人工林を対象に帯状に伐採し、伐採跡地に植栽する方法で、伐採経費も補助金の対象になることから、通常の主伐より多くの収入が得られ、また伐採した後には

植栽し、最終的には公益性の高い複層林が造成されるもので、1億2,000万円余を改善するものです。

(3)は、土地所有者の同意を得た上で分収割合を見直し、計700万円余の改善を見込んでいます。

(4)は、補助の対象となる利用間伐時に先行的に作業路を開設することで、主伐時の搬出コストが削減され、主伐時に条件有利地として高値の販売が見込まれます。これについては補助金の適化法上、間伐時の作業路開設後10年は主伐ができないため、平成29年度までの収入増は見込めませんが、長期的な改善項目として、おおむね平成35年度以降は改善効果が出るものと見込んでおります。

(5)は、上の(4)と同様に、平成35年度以降に改善効果が出ると見込んでおります。

(6)は、間伐材を原木市場を経由せず山元から製材工場に直接販売する方式であり、市場経費等の削減により29年度までに2,600万円余を改善するものであります。

(7)は、これまで売り上げ収入から差し引く必要経費は、収穫調査に要する賃金や旅費等の直接経費のみでありましたが、今後は事務処理等の間接経費も加えることとし、1,600万円余の改善を見込んでおります。

(A)の最後の(8)は、立地条件がよく、平均的な箇所よりも収益性の高い分収林の先行伐採などによりまして、6年間で1億600万円の改善を図るもので、(1)から(8)まで、上の網かけにありますように、公社自身の経営努力によりまして3億1,000万円余の改善を見込んでおります。

次に、真ん中の網かけ、2の利息の軽減であります。(1)の利率の減免の実施ですが、これ

については表の下の米印1をごらんください。市中銀行との協議を行いました結果、利率の減免については、金利1.95%以上の借入金の利率について1.6~1.8%に引き下げを行っていただけとの回答をいただいたところであり、その率で積算しております。なお、この引き下げ後の利率は、あくまでも現時点での見込みであります。引き下げを実行する時点での長期プライムレートにより変動する可能性があります。また、日本政策金融公庫につきましては、財政投融资からの調達金利と同率で貸し付けているとの事情から、単なる金利引き下げはできないとのことであります。

このため、表の(2)繰り上げ償還の実施におきまして、日本政策金融公庫の低金利の利用間伐推進資金を活用して、これまでの借入金のうち金利の高い借入金を繰り上げ償還するなどの対策を講じることとしておりまして、そのことによりまして、表の右の計にありますように、利率の減免で3,700万円余、繰り上げ償還で5,000万円余、計8,700万円余の改善を見込んでおります。

以上の(A)の3億1,000万円、(B)の8,700万円、2つの取り組みによりまして、6年間で約4億円の改善効果が期待できると考えております。

しかし、表の右、計の一番下の網かけにありますように、なお9億8,000万円余が不足しておりますが、市町村から4億9,200万円を支援いただける方向でありますことから、なお不足する4億9,300万円余について県からの貸付金をお願いしたいと考えております。

なお、表の下の米印2にありますとおり、県及び市町村の支援につきましては、県議会や市町村議会において予算案の議決を要するもので

あります。また、市町村に対しましては、これまで市町村担当課長会議を2度開催するとともに、12市町村長に直接お願いに上がったところ、すべての市町村長から、「貸付金については、予算案に計上し議会に提案する方向である」との御回答をいただいているところであります。

16ページ以降につきましては附属資料を添付しておりますが、変更となった点につきまして御説明いたします。

20ページをお開きください。ここの下の部分ですけれども、前回の常任委員会での御意見を踏まえまして、下の7の他県との比較について、表の下のほうにあります「借入金残高」等を追加してございます。また、下の枠には素材生産量と素材生産経費を記載しておりますが、本県の林業・木材産業の優位性がおわかりいただけると思っております。

次に、23~24ページをお開きください。下から2枚目の表でございます。年度別の経営改善額と経営改善後の長期借入金残高の推移でございます。左の表は、左から2列目の年度ごとに「現計画における単年度収支差」から、右のほうに向かって「現計画における累積収支」、そして「経営改善額」として「公社自身の経営努力」「利息の軽減」「県及び市町村の支援」と区分してございまして、太線枠で囲んだ部分は、先ほど14~15ページで御説明した内容となっております。右の表につきましては、経営改善を行った場合の県、公庫、市中銀行、市町村の借入金の残高をそれぞれ年度別に試算をしております。

なお、表の下の米印にありますように、平成30年度以降の公社自身の経営努力に伴う改善額のうち、「列状間伐の実施」「主伐時のコスト縮減のための作業路開設に伴う分収割合の見直し」「計画に沿った収入の確保」については、現段

階では改善額を算定できないため算入しておりません。

一番右端の県貸し付けと損失補償をした貸付残高の平成29年度末の計は、現在の計でございます339億円から334億円余まで減少すると見込んでございます。

なお、参考までに、平成80年度まで試算しますと、長期借入金の残高は、表の最下段にありますように127億8,414万6,000円と見込んでおります。

説明は以上でございます。

**○田口委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

**○福田委員** 大変努力をされて資料ができていますわけですが、例えば金利の減免等についても、現行のものからすると下がっているんですが、引き下げの積算の基礎が1.6～1.8%は高いと感じます。実は最近、経済誌に、業種は違いますが、同じ公社であります神戸市の土地開発公社の破産整理といいますか、法的整理の事例が掲載されております。かなり大きく書いてございました。内容を見ますと、私どもの林業公社と金額も似通った金額でございまして、それからもう一つ、ポイントである県の損失補償でございますが、これも市の損失補償についておりまして、今、高裁までです。1次判決、地裁では金融機関の負け。高裁では金融機関がまた盛り返して、金融機関サイドに分があって損失補償の適用を受けるということが出てくるんです、逆転判決で。さらにまた最高裁まで行くと思っております。そうなりますと、こういう事例から全国の公社のいろんな整理が始まっていくのではなかろうかという識者のコメント等も

載っております。でありますから、必ずしも県の損失補償が金融機関にとってにしきの御旗ではない、こういうふうに私はあの記事を読ませていただいたんですが、それから考えますと、元本に傷がつかずに、さらに通常の金利がただけということだったら、金融機関としては大変おいしいお客であるわけですね。でありますから、もう少しこの辺も粘られる必要があると考えております。

それと、県は無利息になっていきますから、その辺は全く金利ではカウントされていないんですか。その2点をお聞きします。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 委員から神戸市の事例での損失補償等のお話があったかと思えます。委員のお話にありましたのは高裁まで出ているということでございますけれども、これにつきましては最高裁の判決が10月に出ておりまして、損失補償が有効ということで、債務補償とは違うというような判断が下されております。そこで、損失補償については今の段階では有効性について司法の判断がおりているところでございます。

それと、1.6～1.8%という金利がまだ足りないというような御指摘もあったかと思えますけれども、現在の長期プライムレート等で各金融機関もいろいろと御努力いただいた中では、金利の減免を実行するときには判断することになりますけれども、今のところということで、割と厳し目の率で見ているところでございます。

もう一点、県の無利子貸付部分についての改善額は見込んでいるのかというような御質問かと思えますけれども、これについては改善額としては見込んでおりません。無利子としての実行を想定しておりまして、改善額としては見込んでいないところでございます。

○福田委員 最高裁の判決が出たらそれでいいと思います。その記事はその前提に向けて書いてあると思いますが、あくまでも専門誌の記事ですから、有識者の見方としては、必ずしも損失補償が100%受けられるかどうかというのは、整理する時点の経済情勢や社会情勢によって大きく変わってくるだろうと。融資した金融機関も無傷では済まんだらうということですから、元本はしっかりお返ししますよと、金利も減免はしてもらおうがお支払いしますよということがありますから、もう少し粘り強く交渉される必要があると考えております。存続を前提でこういう計画を組まれておるわけでありますから、でなければ少々無理があるのかなと思います。

それから一番大事な分収割合の本体、これに対しての働きかけ、さらに基本的な分収割合、これをされないことには、そう大きな改善にならないと思うんです。さらに、この分収割合について、林業公社の現状を契約の相手方に理解をいただいて改善することが、存続につながっていくのではないだろうか。皆さん方があくまでも存続という考えで、本会議場でのうちの中野議員にも答えておられましたが、知事初めですね。きょうの朝日新聞の論調では17年までの存続になっていましたがですね。そういうドラチックな組織の改編を望む者はいないんですが、存続が県民の負担にならないような対策を考えていく、これが大事ではなからうかということ、本会議の論戦や皆さん方の資料づくりから考えました。お答えはあえて求めませんが、さらなる努力をお願いしておきたいと思います。

○押川委員 改善されるということで、計画は見せていただいて、なるほど努力されるということはわかるわけでありますけれども、この中で、間伐をされて主伐との関係の中での売り上

げが計画であるわけでありますけれども、24～28年度は主伐と間伐を合わせて4億2,200万ぐらいですか、主伐が1億7,268万8,000円、間伐で2億4,952万9,000円ということですよ。これは主伐は何年を……。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 主伐につきましては、標準伐期で杉が35年となっておりますので、それを上回る期間で設定しております。大体40年ぐらいが多いんですけども、16年度からの抜本改革によりまして、長伐期に移行して施業転換資金という有利な低利の資金に借りかえた経緯がございますので、大半を長伐期ということで、60～70年程度の伐期に順次延長をしていっているということになりますので、押しなべて言いますと35年から60年、70年ぐらいまでの伐期になろうかと思っております。

○押川委員 そこで、長伐期に対するいろんな意見が実は出てきています。というのが、大径材38センチ以上は、高さが25～26メートルとすると、下の部分が40ぐらいあれば、この2～3メートル部分が使えないと、これは機械もかまないということで、逆に立方当たり値段が下がってきているんです、長伐期にすることによって。御存じですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 県内の製材工場等の容量と申しますか能力、そういったところで聞いておりますけれども、量産工場で12工場は大径材をひいている工場がある。中小の工場でもひいているということで、一定の大径材をひく機械はあるんですけども、今のところ全体では大径材の割合が20%程度となっておりますので、まだまだ少ないということで、需要と供給の関係で木材価格の単価まで上がるのところまで行っていないのかなと思っております。ただし、大径材になりましても、元玉の根

元のほうは大きいわけですがけれども、2番玉、3番玉は中目等々がとれるということになりますので、長伐期すべてで大径材が出てくるというわけではないと思っております。

それと、長伐期化する、大径材化するということで材積の増加はございますので、今回の試算に当たりましては、大径材になるから単価を上増すということではなくて、径級、長さで評価しておりますので、材積は増すということでそういった試算をしておりますので、過度に大径材を高く見ているようなことにはなっていないと思っております。

**○押川委員** 今言いましたとおり、例えば樹高28メートルとすると、もとのほうが54センチとした場合、立方当たりが6,857円、その上にありますBあたりが立方当たりが9,850円、Cになると1万2,360円というような形の中で、長伐期することによって大径で大きくすることによって、県は高く売って収益を上げてということでの計画だろうと思うんですが、今言うように、大きくなってくると、県内でそれを取り扱う機械なり施設というのはあるんですか。

**○福満みやぎきの森林づくり推進室長** 先ほどもお話しした中にありましたけれども、1万立米以上の製材工場の中では12工場ぐらいが大径材もひいて10数万立米ぐらいは原木消費をしているということになります。全体で22~23万立米大径材、30センチ以上の丸太が出ておりますので、あとは中小の工場によって消費されているというふうに理解しております。

**○田口委員長** 12時になったんですが、まだ質問はあるでしょう。

しばらく休憩いたします。1時に再開いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時0分再開

**○田口委員長** それでは、委員会を再開します。引き続き、質疑をお受けいたします。

**○押川委員** 午前中、課長のほうからもお考えは聞いたところでありますが、価格のやりとりの中で、長伐期も考えながらということでの理解の中、循環をどうするかということも大事だろうと思うんです。適齢伐期というのが40年ぐらいたらうと思いますから、そういうのも基本の中に置きながら、分収相手方と、十分そこらあたりも理解をしていただきながら、循環、そして回転をするということも、長伐期にすることで倍で売れば別でありますけれども、何十年か先のことはわかりませんから、そこらあたりも臨機応変に組み入れていただいてこの問題に取り組んでいただきたいというふうをお願いしておきたいと思えます。

**○中野委員** 今回の29年度までですか、13ページを見ますと、「県は、林業公社自身の経営努力や利息の軽減といった経営改善の取り組みについて、指導・監督を行う」、逆に言うと指導・監督がまだまだ残っている話か、改善する余地があるのか。私が言いたいのは、県としてはこれ以上は努力する方法はありませんよというところまで1回やってみて、後は杉材とか価格の結果次第しかありませんとか、そこまでせんと、毎回毎回、「指導・監督を強める」とか「経営改善を図っていきます」とか。もうやれるところはありますかというところまで1回やるべきだと思います。

何か表が見にくいんです。わからんようにわからんように、難しいように難しいように書いてあるような気がするんだけど、14~15ページの表です。例えば主伐時の分収割合の見直し、

これは今6対4ですよ。この6対4を見直すということでもいいんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 (3)の带状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直しでございましょうか。

○中野委員 (5)です。分収割合の見直し。分収割合というのは、見直すんだったら、今、土地を契約している分収林の地権者の人たちと全体で一発見直しなのか。切る時だけ、その人たちだけ見直す話なのか。その辺の意味がこの表を見ておってわからないのです。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 委員のお話にありました(5)の主伐時のというところの分収割合の見直しにつきましては、作業路を開設したことによって収益増をある程度見込めると考えているところでございます。その分については、前回の委員会ときに坂口委員のほうから、収益増が見込めるのであれば、分収割合の見直しも带状複層林施業の導入と同様に検討したらどうかというような御提言がございましたので、それを受けまして、6対4というのが一般……基本ですけれども、この作業路開設に伴って収益増が見込めるものについては分収割合の見直しもやっぺいこうということでございます。

○中野委員 今、契約者が1,600人ぐらいだったですか、トータル的に6対4を見直すという話じゃなくて、利益が見込めるところだけを見直すということでもいいんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 はい、そうなります。

○中野委員 それともう一つ、(7)の分収交付金算定基礎の見直し、これは経費を何を入れるかという話だけど、具体的には入っていない経費を入れ込むという項目はもう決まっているん

ですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 今のところ、収穫の処分に係るいろんな事務経費等間接経費を入れようということで考えております。

○中野委員 この際はしっかりその辺を、できるものをできますとか言ってその場しのぎみたいな形になるんだから、そこは具体的に、今始まった話じゃないんで、できないものはできないで仕方がないわけで、そこをしっかりと明示してください。前のときは分収契約6対4を全体的に見直すとか、そういう話も書いてあったですよ。なかったですかね。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 16年度の抜本改革のときには、市町村有林について7対3ぐらいまでなっていたんですけれども、それを9対1まで見直すということに改正をして、実行を22年度までに終えております。

○中野委員 今回は带状複層林施業によって利益が出る部分の見直し、何ぶ利益が出るという限界が難しいですわね、1,000円の話か1万円の話かで。そこら辺もしっかり計画を練って早目に委員会に出してください。

日本政策金融公庫、これは利子はまからんという話ですけど、借りかえ、一部返済とかはまだ認めているわけですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 日本政策金融公庫の場合、単純な金利引き下げはできない、財政投融资の関係でできないんですけど、伐採して対象物がなくなった森林については繰り上げ償還を認めておりますので、その分については繰り上げ償還を見込んでおります。それと、日本政策金融公庫の利用間伐推進資金をうまく活用しながら市中銀行の繰り上げ償還のほうにも活用するというようなことで、政策金融公庫の活用をしております。

○中野委員 私が聞きたいのは、日本政策金融公庫は、金額によってずっと利息が違うじゃないですか、ああいう高いところは前倒しで返済を認めてくれるかどうかというのを聞いている。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 任意繰り上げというのには応じてくれません。そこで、先ほどのような主伐等をして対象物がなくなった場合について認めていただいているということでございます。

○中野委員 とりあえず改善計画の中身を、何を見直しするのか具体的に出してください。次の委員会でもいいですから。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 今回お出ししました14～15ページの表には、例えば帯状複層林が出ましたけれども、その実施によりましてどの程度見込めるかということで、帯状複層林を6年間で150ヘクタール導入することでの改善効果をこのように算出して、合わせて1億2,000万ほどと見込んでいるところでございます。

○中野委員 だから、そういうことをしっかり書いて根拠を——こっちで計画を立てても、地権者の同意がないと木も切られないという話があるでしょう。それはそれで計画でいいから、もうちょっと具体的に、何を見直そうとしているのかこれだけではわからないので、算定基礎の見直しとか、1項目じゃないだろうし。今聞くんじゃないですよ、それを出してくださいと言っているわけです。

私は今聞いているんじゃない、今後、それを委員会までに整理して出してくださいと言っている。何で中身を見らないかん。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 済みません。12ページと13ページに、数字等の根拠ということでございます。

○中野委員 具体的に出してくださいと言っているから、出すとか出さんとかだけでいい。これだけじゃわからんでしょう。どれだけ達成とか、中身がどこまで詰めているのか。単なる計画であるかもしれんし、こんな書き方では今までと同じような書き方なんです。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 14～15ページに書いてある金額の根拠を示すということでよろしゅうございましょうか。

○中野委員 いいです。

○坂口委員 前の委員会の関連で出たものから。今答弁があったように、一つは、分収の6対4が何とかならないかというのが大きい分かれ目だけど、契約事項だから難しいでしょうということでの6対4、民間との見直しはですね。お金の絡む問題で、自分の取り分が減ることには同意しないよというのが根拠だと思うんです。だから、今のままほうっておきます。林道もやりません。一切資金を投入しません。そうしたときにあなたの取り分が幾らですと。今度は、徹底した路網を整備していきます。取り分がこれだけ上がりましたよ。だから6対4を5対5に見直してもまだ得なんですよということがあれば、見直してくれるかなと、これは損得勘定でのですね。これにつなげていただいたんですけど。

もう一つには、そもそも6対4の分収の割合は、契約事項で6対4は守らなきゃいけないということですけども、熊本の県境の山も6対4でしょう。木城、西都の里山も6対4ということで、熊本の県境なんて、この事業が始まったときは、「杉の木を1本持ち出してくれれば1万あげるから、要る人は取りに来てくれ」というぐらい言っても価値のなかった。極端に言ったらですね。そういうところと経済行為での割

合が一律6対4で結んであるというのが一つの不思議事なんです。これはそもそも6対4に決めたという根拠は何ですか。極端に言ったら、新宿の土地を借りるのと、うちの隣の大字何々というような土地を借りるのと土地の値段一緒に貸しますという契約みたいな気がするんです。経済行為から見た6対4の契約のあり方というのがですね。当時、林道もなかったはずですから。それこそ、その山を植林しようと思ったらヘリコプターか何か飛ばして人と苗をおろさんといかんようなところも、国道からぼっと入れればそこは山ですよということもあったと思うんです。まず、なぜ6対4で一律決められたのか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 林業公社の分収造林が、拡大造林の組織的推進ということで、昭和33年の分収林特別措置法で推進するような法整備ができたわけです。その際に林野庁のほうでも、新しい外部の資金を活用した造林事業ということで、いろんな決まり事というか基準を示してきたところがございます。その際に、その当時の木材価格とか、先生おっしゃいました路網の状況とかも加味されながら、6対4という大まかな基準も同時に示されております。この分収造林自体が、奥地の森林所有者が自力では造林が進めにくいところでの拡大造林であったということもございますので、そういった条件を標準的なもので積算されたものと思っております。

宮崎の場合には県行造林という形で先行して実施していた例がございます。それが拡大造林の大きな推進役となっていたわけですが、それが6対4という形になっております。一山ごとに条件も違います。成長も違いますし、林内路網の状況も違いますので、一つ一つ積算し

てそれぞれに分収割合を見直すというのはなかなか難しい。そして昭和42年に設立したときに1万ヘクタールという大きな目標を持って始めたわけですが、進めるに当たって、割合的には地域差をつけるのが難しかったという事情があったのではないかと考えております。

○坂口委員 今の説明が6対4の合理性があればどうしようもないことですが、そういう決め方というのが、一つ荒っぽいなじやないかなと。なかなか決めようがなかったと言われるけれども、ある程度の客観的な、9対1から1対9ぐらいまでの升をつくってはめ込むぐらいの整理はできたんじゃないかと思うんです。でも、今の説明、当時としてはそれ以上の合理的な方法はなかったから一律になったんだというのが正しければ、これからどうしようもないんですけれども。

一つは先ほどの、まず経済効果を高めたところに、説得材料として6対4を変えていこうと、これは原因者負担の逆の発想だと思うんです。原因をつくった人が負担して復旧してくださいというのと一緒に、我々が投資をして高めたんです。だから、それは本来なら自分がすべていただくはずの投資だけでも、契約上あなたと分けることになっているから、損はさせない、得はさせるけど、ちょっと見直してくれないか。我々の努力と投資の効果というものは評価してくれないかという一つの交渉材料での任意的な見直しですよ。

もう一つには、6対4に合理性がなければ、契約事項といえども、違法な契約とか、著しく合理性を欠いた契約というのは法的に相談できますよね。だから、それですべての人に6対4という見直しをやれないか。これは裁判ですよ。裁判によって、極めて合理性を欠く、県が

損する一方的な契約だということと、当時、それは国からの指導で——でも、県行造林は先行して6対4があったという実績を持っておられるから、そこがちょっとどうかと思うんですけども、国が示した6対4に従っての6対4の契約だったら、そこらは国に責任を持たせることも必要じゃないかと思うんです。通常の民事上での契約行為も、そこに違法性があった場合はその契約はペアですよ。極めて合理性を欠くような力の関係。だから、元請と下請との契約、そこで元請の優位的立場にある者が自分の考えでした契約もペアですよ。そこらの相談の余地とか解決の余地はないのか。

今言われるように、部分的に6対4を見直すというのは大切なことです。でも、全体を見直せばこれは大きいですよ。もしそこに行くならばそれしか理由はないかなという気がしたものですから、今ちょっと聞いたんですけど、でも、県が先行していて実際長年やっていれば、そこは合理性があるでしょうね。

**○二見副委員長** ちょっとお伺いしたいんですけども、こちらにいただいた21～22ページの資料の最後の部分に長期借入金残高の合計の部分があります。公社が長期借り入れをするときに、理事の皆さんの合意がなければ最高限度の借り入れはできないということだったと思うんです。それは毎年毎年の総会のときに決議をされて決められているということだったと思うんですが、長期借入金の残高についての経緯というものは、何年度までふえ続けて、何年度から減っていつているものなのかわかるでしょうか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 委員のお示しのあった21～22ページにつきましては、前提はございますが、平成21年度の木材価格で第3期経営計画を延長していった場合の試算を

出したわけでございます。その次のページの23～24ページに、今回の公社の経営努力、利息の軽減等々を見込んだ計算表を出しておるわけですけれども、右側の表が長期借入金の残高の見込みでございます。一番右のほうが県貸付金残高と損失補償付貸付金残高、仮置きとしておりますが、マイナスが30年以降見込まれるものを仮置きとして表示しておりますけれども、これを仮に貸し付けで補う場合の数値でございます。それが一番上の平成24年度が339億6,000万ちょっとですけれども、それが29年度までに334億まで減少していくということで、漸次長期借り入れの残高は減少していくというふうに見込んでおります。

**○二見副委員長** 私の質問の仕方が悪かったのかと思うんですけども、平成23年度までの過去の経過、これは要するに今からやっていく未来の予想ですから、数字は幾らでも変わると思っています。そうじゃなくて、今までの経過の中でどう変遷してきたのかということをお伺いしたかったんです。平成22年度まで決算が出ましたよね。22年度までに長期借入金残高というのは、市中銀行、公庫、県からの貸付金全部を合わせた残高がどのように変わってきたのか、今までの経緯をお伺いしたんですけれども。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** ここには数字が出ていなくて申しわけないんですけども、平成21年度の県の貸付金と公庫、市中銀行の合計が339億円ちょうどぐらいだったということでございます。これがピークでございます。それまではふえていたということでございます。それから減少傾向にあるということでもあります。

**○二見副委員長** 私はことしから入ったものから、現時点で考えた場合に、公庫と市中銀

行のお金というのは、県が債務保証しているものだから、借り口は公庫と市中銀行かもしれないけれども、要するに県が借金しているのと同じだと思うんです。全体的な残高が減ることが公社の存続の大前提にあると思うんですけれども、この間質問でも話させてもらったんですが、公社自体には分収造林と施業受託の2種類の事業をやっていて、施業受託のほうについては収支がとんとんでやっている。これは高率補助をやっているものだからもうけるためのものじゃないというお答えだったと思うんです。分収林契約の中でやっている事業で、分収契約の主伐を行ったり間伐を行ったりする事業自体が赤字が出てしまった場合には、今まで借りてきている政府金融公庫とかのお金も払うこともできなくなっているわけですよ。要するに長期債務残高がふえ続けていく方向になると思うんです。それを考えたときに、21年度と22年度では、若干ではあるけれども下がった。これから先も下がり続けるという見込みがあるからこそ、今回、公社を存続するというふうにお考えになっているんだと認識しているんです。

いろいろな改革案というのはこちらのほうに出ていましたけれども、これらの経営努力とかは普通の会社だったら常日ごろから考えないといけないことじゃないですか。こういった改革を委員会とか年間何回かしかかない話し合いのときに、1年間の計画を見直していく。もちろん林業というのは非常にスパンの長い経営でしょうから、考えることも長い経営だと思うんですけれども、もうそういった悠長なことを言ってもらえるような状態じゃないと思うんです。今回、29年度までの計画を立てられて、そのときにまた見直しをされるというお話ですが、2～3年後に木材価格が大暴落した場合には、公社

を存続するとかしないとか検討はされないということでしょうか。29年度まで今回計画を立てて、29年度に見直すという内容になっていると思うんですけれども、そうじゃなくて、翌年度、2～3年後にまた長期債務がふえるときには見直しはしないと、一応29年度まではその経過を見て、そのときに改めて公社の存続・廃止を検討されるということなんではないでしょうか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 県の方針案の12ページで申し上げておりますように、「公社として存続」と書いてございますけれども、「なお」書きで、木材価格の動向、あるいは国の制度等情勢変化を的確に把握、経営状況の点検・評価も行います。29年度には存廃も含めて改めて検討することにしておるわけですが、当然、毎年毎年の経営改善の状況、あるいは木材価格の動向等は常に点検をしていくことになろうかと思えます。

**○二見副委員長** その点検、把握を行う方々は、公社のほうでされるのでしょうか、それとも県のほうでされるのでしょうか。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 県と公社で実際には行っていくことになろうかと思えます。そしてその状況につきましては、毎年の決算状況もありますけれども、県議会のほうには報告させていただくことになろうかと思っております。

**○二見副委員長** もう一つですけれども、今度の公社のあり方に関する県方針の13ページの最後のところに、市町村への貸付金の要請をされていますよね。これは借りているということですから、要するに返済時期が来れば返さないといけないということですが、23～24ページの平成80年度のところで、一番右側の貸付金残高が約127億残るという見込みになっているんです。

ということは要するに市町村からお借りした分は先にお返りする、残った分については県が債務を負わないといけないと。最終的な収支に関しては、市町村からの貸付金をお借りするというのは、単年度単年度の県の貸付額が少なくなるというだけのことですよ。要するに公社の経営に対する実質的な効果があるというふうには考えられないんですけれども、そういう内容で改革案として出していらっしゃるのかお伺いしたいんですが。

**○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長** 23～24ページを試算して出しておる前提は、前ページと一緒に、木材価格が最低だった21年度の単価を使用して、一番厳しいことを見てこういう数字を見ているところでございます。木材価格というのは、きのう副知事の答弁にもあったかと思えますけれども、国際情勢でも変わっていくということで、なかなか見通しがしづらいということでもあります。そこで、今までの最低の価格で厳しいところで見ているということでございます。そこで、29年度までを中心に試算をして12億余りの収支不足が見込まれましたので、まずは29年度までにどうするかを主眼に置きながら、80年度までという先のところがなかなか見通しにくいので、まずは29年度という見通しがある程度つく範囲のところできっちり改革の内容等も検討して、今回、改善額等を算定してお示しさせていただいたところでございます。

**○二見副委員長** 今の御答弁の中にあつたように、国際情勢にも非常に左右されるということでしょうけれども、私も今回いろいろと本も読ませていただきました。書籍の中で、元銀行員で林業関係についてリサーチをされていらっしゃる方が、冒頭の部分に、今の国際の木材価格は、高かったところ、低かったところという

バランスはあるけれども、全世界的に1立方メートル当たり100ドルに向かっていっている方向だという話だったわけです。1立方メートル当たり100ドルということは、今の円の為替の状況だと7,700円です。ということは、この間、分収林事業自体の損益分岐点は7,700円だとおっしゃっていたんです。要するに収益が見込めなくなる方向に国際情勢は動いているということだと思わうんです。

そうすると、価格は最低のところで見込んでいますということで、これ以上借金残高がふえることはないだろうという見通しでしょうけれども、どんどん研究を進めていかないといけないことなのかもしれませんが、最低だったとかいう見通しだけでこの計画を見ていくと、今こういう状態になったように、また同じような間違いが途中で出てくるんじゃないかと思うんです。毎年度毎年度、収支について非常に厳しくシビアに見ていかないと、長期債務の残高を下げっていくことは非常に難しい問題だと思うんです。知事も言われるように常在危機というつもりでもっと取り組んでいただきたいと思っていますので、これは御答弁は結構ですけれども、そういうふうに取り組んでいただくように要望して、終わりたいと思います。

**○中野委員** 普通、企業というのは、支出に対して収入が足りない場合は収入をふやす工夫をするんです。私が言いたいのは、339億の今の債務は仮になしとした場合、県がみんな面倒見るとした場合、45年とか30年以上たっている材木が多いわけじゃないですか。毎年の収支が合うように、ことしは100切るところを200切るとか、そういうことはできないかどうか。収支を、元金、利息を考え、借入金ゼロと仮定した場合の収益、損益計算、今の価格でした場合に材木を

何立米売ればいいというのが出るけれども、立米数は現実には出ない数ですとか、そういう試算を来年でいいですから一応つくっておいてください。答えはいいです。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 午前中の岩下委員の質問の中で、オートキャンプ場のキャンピングサイトの利用台数という問いかけだったんですけども、それにつきましては平成22年度が49台、21年度が70台という実績になってございます。それと参考ですけども、キャンプ場の利用者の車の台数としましては、22年度が2,393台、21年度が3,035台というふうな利用者がございます。

○田口委員長 それでは、その他、何かございませんか。

○押川委員 いよいよ来年の9月から森林・林業再生プランが始まると思うんですけども、県としては、国の方針が出ている中で宮崎県の取り組みの状況について、考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

○佐藤森林経営課長 考え方と申しますか、まず最初に出てくるのが、今までも出てきておりますけれども、ことし全国森林計画というのが改正されまして、それによって地域森林計画というのをことし立てます。それに基づきまして、3月までに市町村が、特に森林経営計画の基準となる市町村森林整備計画というのを立てます。方針といたしましてスケジュールどおり所定の計画を立てるのが第一だと考えております。それから4月からいよいよ始まります。実質的には6月あたりになるんですけども、森林所有者等が立てます森林経営計画がなるべくスムーズにいくように、今のうちからやっているんですけど、県のほうでは今までずっと説明会等も行ってきましたし、議会の中で黒木議員の質問

にもありましたように、若干まだ普及が図られない点もございますので、その辺につきましては引き続き、PRも含めていろいろな方法を通じてやっていきたいと考えております。

それと、いよいよ来年4月から始まります。今、国のほうの考えに基づいてやっているわけですけども、実際的には今まで予想しなかったようなことが大分出てくると思いますので、その辺につきましては県の実情なりを国のほうと協議いたしまして、なるべくスムーズにいくような方法を考えてみたいと思います。特に間伐の実施とか林班の班分野をそろえるということに関しましては、森林組合、森林所有者等からも意見をいただいておりますので、その辺は今もやっているんですけども、前々から申しますとおり、法律行為で決まってくるものですから、その辺はなかなか難しいと思いますけれども、県の実情を重々訴えていきたいと思っております。

○押川委員 我々も地元でそういう意見あたりを聞くものですから、特に宮崎モデルあたりをつくっていただきたいということで、例えば、先ほどもちょっと言いましたけれども、循環型の森林をつくっていく中で、特に中山間地、伐期で切ることによって、再植する、下払いをする、そういう中で雇用が生まれる、そして山の生活がそこに定着をするということもありますから、すべて国の方向じゃなくて、宮崎県には宮崎県に合った、路網のやり方からもろもろを含んで宮崎県としての計画をつくって、そういうものを国に逆に訴えていって宮崎県の森林を守っていくと。中山間地を守るような一つの施策の中でそういったことにも取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいと思いません。

○佐藤森林経営課長 今、委員のおっしゃいましたとおり、宮崎県は確かに成長も早くて、杉の標準伐期齢が35年ということになっていますけれども、40～50年ぐらいで切っているところが多いと認めております。ただし、今の認定基準でいきましても、1伐区20ヘクタール以上切ったらいけないという制限は確かに出てくるんですけども、基本的には今の宮崎県でやろうとしている40～50年で切って循環的に進めていく方法は何とかできると思っておりますので、その辺につきましては森林組合、市町村等含めて検討していきたいと思っております。

○押川委員 資料があればいいんですけども、橋本課長、緊急雇用対策の中で浄化槽の11条検査、恐らく今年度相当検査率が上がっているというふうに思っているんですが、その数字。23年度でこの事業は終わると思います。今までどおりまた同じく科学技術協会だけでやるということになると、やっぱり人が足りなくなってくる。そこらあたりの24年度の取り組みあたりがもしあるのであればお聞かせ願いたいと思いますし、なければ、次の常任委員会でも結構でありますけれども。

○橋本環境管理課長 まず法定検査の実施率でございしますが、これにつきましては直近のものを持っておりませんので、後ほど御提示させていただきたいと思っております。

それから、浄化槽法定検査につきましてはの来年度の取り組みということでございますけれども、昨年来実施させていただいております、浄化槽の法定検査を受けていらっしゃる設置者の方に対します文書等によります啓発事業によりまして、法定検査実施率がかなり伸びてきたところでございます。これは緊急雇用創出基金を使いましてやらせていただいているもので

ございますけれども、この基金につきましては来年度も国のほうでは使えるということになっているようでございますので、私どもとしては来年度もその基金が利用できないかということを考えているところでございます。

さらに、法定検査をやりやすい、取り組みやすい仕組みづくりが必要だということでございますので、これにつきましては、今お話のありましたとおり、指定検査機関であります環境科学協会を初めといたしまして、保守点検や清掃をされる業界の方々とも、その仕組みづくりについて具体的にどういうふうなやり方があるのかということを話し合っていきたいと思っております。既に先月から、宮崎市等を含めまして関係の皆さんにもお集まりいただいて話し合いをしておるところでございしますので、その中で具体的な形をつくっていきたいと考えております。

○押川委員 わかりました。次回の2月の議会あたりでまた報告方よろしくお願ひしたいと思います。

○田口委員長 その他でほかにございせんか。

○加藤環境森林部長 林業公社のあり方につきましては、これまで県として慎重に検討を重ねてきました。公益性の面、県財政負担の面から、公社として存続させるという方針を立てて経営改善策について検討してきたところなんです。その間、数回にわたりまして、この常任委員会、それから本会議で貴重な御意見をいただきまして、それらを踏まえて案の見直しをしてきたところなんです。どうもありがとうございました。

本日は県の方針案につきまして御説明をさせていただいたところでございます。今後ともさらに改善策はないのか研究するとともに、公社の経営につきましては厳しい目を持って常にしっかりと点検・評価していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○田口委員長 休憩します。

午後1時47分休憩

---

午後1時57分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

ほかに何かございませんか。

○橋本環境管理課長 先ほど押川委員のほうから御質問いただきました浄化槽の法定検査の実施率のことです。法定検査の実施率につきましては平成21年度末に14.2%でございました。これに対しまして平成22年度末では、啓発事業を行いましたことによりまして22.4%となっております。さらに今年度も引き続き啓発事業を行っておりますことによりまして、ことし10月末現在の検査率は27.2%となっております。以上でございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

---

午後2時4分再開

○田口委員長 ただいまから委員会を再開いたします。

初めに、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず冒頭に、先月22日に発生いたしました川南漁協所属のマグロはえ縄船「光栄丸」の火災

事故で行方不明になっておられます2名の方が一刻も早く発見されますとともに、お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げます。

それから、先日開催いたしました第56回畜産共進会及び宮崎県水産振興大会につきましては、田口委員長、二見副委員長を初め委員の皆様にご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、本日は、まことに申しわけございませんが、営農支援課長の山内が体調不良により委員会を欠席しております。営農支援課からの説明につきましては、総括課長補佐の河野が行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きください。左側の説明項目をごらんください。農政水産部からは、議会提出議案が3件、その他の報告事項が2件ございます。

まず、資料の1ページをごらんください。平成23年度補正予算についてであります。今回の補正は、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」に加えまして、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」を追加して上程しております。

まず、議案第1号の一般会計補正予算につきましては、平成23年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、2億3,656万円の増額補正をお願いしております。これは、東日本大震災対策及び口蹄疫・経済復興対策等の経費をお願いしているものであります。

次に、議案第36号の一般会計の追加補正予算についてであります。同じく、表の11月追加補正額の列、合計欄にありますように、13億3,315万9,000円の増額補正をお願いしております。こ

これは、国の第3次補正予算に伴う全国防災対策に係る経費や、口蹄疫復興宝くじの収益金を県の口蹄疫復興対策基金に積み立てる経費などをお願いしているものであります。

この結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり411億7,354万4,000円となります。

なお、補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2ページをごらんください。繰越明許費についてであります。まず、(2)平成23年度繰越明許費一覧表であります。公共土地改良事業など4事業で、合計9億5,640万7,000円の繰り越しをお願いしております。これは、用地交渉及び関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

次に、(3)の11月追加補正分の繰越一覧表であります。公共農地防災事業など2事業で、合計6億5,800万円の繰り越しをお願いしております。これは、国の予算内示の関係等により工期が不足することにより、繰り越しが見込まれるものであります。

次に、3ページをごらんください。債務負担行為についてであります。これは、肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業の追加等をお願いするものであります。

最後に、目次にお戻りいただきまして、委員会報告事項につきましては、葉たばこ廃作対策の取り組みについてと、県有種雄牛の凍結精液配布体制の見直し経過についての2件を報告させていただきます。いずれも関係課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○田口委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○郡司農政企画課長 農政企画課でございます。

農政企画課の補正予算について御説明を申し上げたいと思います。

まずは、お手元の歳出予算説明資料の45ページをお開きください。農政企画課の11月補正額は、一般会計で1,500万円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

47ページをお開きください。(事項)東日本大震災被災地支援対策費の1,500万円についてでございます。下の説明の欄にあります「みやざき感謝プロジェクト」推進事業につきましては、本県が昨年、口蹄疫などたび重なる災害に見舞われる中で、全国の方々からいただいた多大な支援に対する恩返しの意味も込めまして、東日本大震災の被災者に本県農水産物の提供等を行うことで、復興に向けた元気を取り戻してもらおうという趣旨で、本年6月補正で予算措置をさせていただいた事業でございます。これまでの活動につきましては、7月1日に、本プロジェクトの実行組織として「チームみやざき」を立ち上げ、被災地で行われます各種イベントとタイアップした炊き出しや学校給食への本県食材の提供、さらには、本県においてリンゴ等の被災地の農水産物の販売支援を行ってきたところであり、今月中旬には、仮設住宅に避難されている方々に、本県の農業高校生が育てましたシクラメンやポインセチアの鉢を届ける取り組みも現在計画をしているところであります。このような中で、このたび、市町村からも復興支援

の協力を得て、被災地の子供たちに大変喜ばれております学校給食への支援を充実させてまいりたいと考えておりました、今回の補正でお願いいたします1,500万円につきましては、年明けに実施します本県食材の提供に充ててまいりたいと考えているところであります。

続きまして、お手元の歳出予算説明資料（議案第36号）を見ていただくとありがたいと思います。この資料の25ページをお開きください。一般会計で1,500万円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、25億8,619万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

27ページをお開きください。（事項）特定研究開発等促進費の1,500万円についてでございます。これは、国の平成23年度第3次補正予算に対応する経費でございます。国におきましては、第3次補正予算により、東日本大震災の復興支援プロジェクトといたしまして先端的な技術を駆使した大規模ハウスの実証研究を実施することとなり、そのシステム開発のために、全国でも屈指のハウス制御システムを有する本県総合農業試験場と共同研究したいという申し入れがございました。今回の補正は、この申し入れを受けて、総合農業試験場が独立行政法人の研究機関と共同研究を行うという内容でございます。大規模ハウスでも対応可能な新しいハウス制御システムを開発する経費をお願いするものでございます。なお、開発された新システムは、国におきまして宮城県に設置する1ヘクタール規模のトマト温室において実証が行われるとされておりまして、被災地の早期復興に向けた産業の場面での支援となるものと考えております。

また、今後の本県における施設園芸の規模拡大であるとか省力化を進める上でも、その基幹技術として大いに期待されるものと考えているところでございます。

農政企画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○河野営農支援課長補佐** 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをお開きください。営農支援課の11月補正額は、一般会計で40万7,000円の増額補正をお願いしております。したがって、11月補正後の最終予算額は、上段右から3番目の欄にありますように26億5,895万1,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明します。

51ページをお開きください。補正は、（事項）農業金融対策費の1利子補給金・助成金40万7,000円についてであります。当該事業につきましては、環境農林水産常任委員会資料により説明をいたします。

資料の4ページをお開きください。今回の補正は、事業名にありますように、投資資金（特別）と災害資金・経済変動伝染病等対策資金の2つの資金につきまして、1の事業の目的にありますように、（1）の葉たばこ廃作に伴い、継続農家と廃作農家が必要とする資金需要に対する的確な金融支援と、（2）の人工授精の自粛による畜産経営環境の悪化に対応する資金の融通を図るために、融資枠の拡大を行うことに伴うものであります。

2の事業の概要ですが、まず、（1）の投資資金（特別）であります。この制度は、葉たばこ継続農家や廃作農家がそれぞれの目的に沿った施設投資等を行うに当たり、農業近代化資金

及び農業経営基盤強化資金を借り入れる際、県の貸付利率の特例を適用し、①の内容にありますように貸し付け当初5年間を無利子とするものであります。貸付限度額は、個人で1,800万円、法人3,600万円とし、融資枠は2億円、これに伴う補正予算額は14万6,000円であり、平成24年度以降に必要な利子補給等額を債務負担額として1,031万3,000円をお願いしております。

次に、(2)の災害資金・経済変動伝染病等対策資金であります。当資金は、経済変動等の影響を受けた農家の経営の維持安定に要する営農資金の融通を行うものであり、今回、資金発動の基準となる事象として、「葉たばこ廃作に伴う影響」及び「人工授精の自粛に伴う影響」を指定し、あわせて資金枠の拡大を行うものであります。貸付利率は2.55%を基準といたしますが、貸し付け当初の5年間は、県、市町村等で利子を助成することで0.75%とし、さらにJA系統は、県連、JAの上乗せ負担によりゼロ%まで引き下げる予定としております。貸し付け限度額は個人、法人ともに300万円で、融資枠は、葉たばこ対策で3億円、人工授精自粛対策2億円の合計5億円とし、これに伴う補正予算額は26万1,000円であり、平成24年度以降に必要な利子補給等額を債務負担額として1,523万5,000円をお願いしております。

5ページに、当資金を活用いたしました葉たばこ農家に対する金融支援のスキームを整理しております。県内の葉たばこ農家795戸は、来年に向けまして、360戸の継続農家と435戸の廃作農家に分かれることとなり、アンケート調査の結果によりますと、廃作農家の98%は作目転換による農業経営の継続を志向しており、図の中央にありますように、さまざまな経費支出の対応が必要とされており、それぞれに対し、右側

にあります制度資金の融通を円滑に行うものであります。今回の融資枠の拡大に伴う補正予算をお願いする資金の位置づけは、米印を記載しておりますのでごらんください。

営農支援課は以上であります。

**○加勇田農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。農産園芸課の11月補正予算額は、一般会計で160万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、12億542万4,000円となります。

それでは、内容でございます。55ページをお開きください。(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費の160万円についてであります。今回の補正につきましては、国の農業者戸別所得補償制度の推進事務費の中で、集落営農組織が法人化をする場合に必要な経費として、1組織当たり定額で40万円を助成するものでございまして、本年9月に国の要望調査が行われ、県内の4つの集落営農組織等から要望がありましたことから、増額補正を行うものでございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○三好農村計画課長** 農村計画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きください。農村計画課の11月補正額は、100万円の増額補正をお願いしております。

内容について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、資料の59ページをお開きください。(事項)農業経営基盤強化事業事務費についてでございます。これは、国庫補助が増額されたことに伴う補正であります。内容としましては、国有財産である自作農財産

の売り払い、譲与、所管がえ等を行うために必要な実地測量等の委託に要する経費でありまして、対象地区数の増加に伴い、国の補助率10分の10の交付金を充当するものであります。

次に、別冊の歳出予算説明資料（議案第36号）のほうをごらんいただきたいと思っております。追加補正分になりますけれども、29ページをお開きください。当課の追加補正予算としては、1,618万5,000円の増額補正をお願いしております。その結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄でありますけれども、96億198万2,000円となります。

補正内容につきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、資料の31ページをごらんください。（事項）土地改良事業負担金についてでございます。これは、国の第3次補正予算による国営かんがい排水事業西諸二期地区における事業費1億5,000万円の増額に伴う県負担金の増額であります。

農村計画課については以上でございます。よろしく願いいたします。

**○宮川農村整備課長** 農村整備課でございます。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）の33ページをごらんください。一番上の行でございますけれども、農村整備課の追加補正予算といたしまして1億6,540万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は119億3,738万8,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、35ページをごらんください。いずれも国の3次補正に伴います「災害に強い国土づくり」として実施するものでございます。まず、上から5行目の（事項）公共土地改良事業費ですけれども、その下の説明にございますように、基幹水利施設ストック

マネジメント事業といたしまして5,095万円の増額をお願いしております。これにつきましては、昭和35年に完了いたしました国営の高鍋・川南地区におきまして、老朽化した水路トンネルの補強工事を実施し、施設の長寿命化を図るものでございます。施設の防災・減災対策効果を促進してまいりたいと考えてございます。

次に、その下の（事項）公共農地防災事業費でございますけれども、その下の説明にありますように、県営ため池等整備事業といたしまして1億1,445万円の増額をお願いしております。これにつきましては、宮崎市の松原地区と国富町大谷地区におきまして、老朽化が進み災害の危険性のある2つのため池の改修を行うもので、自然災害の未然防止、あるいは農業生産の維持・振興を図るものでございます。

農村整備課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

**○神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

お手元の資料の歳出予算説明資料（議案第36号）の37ページをごらんください。漁村振興課の11月補正額は、一般会計で3億6,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目にございますように36億7,615万2,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

39ページをお開きください。（事項）水産基盤（漁港）整備事業費の3億6,000万円についてでございます。これは、国の3次補正の成立等に伴いまして、補助公共事業により漁港の防災機能を強化するために外郭施設等の整備を行うものであります。具体的には、1の水産流通基盤整備事業におきまして、島浦漁港の防波堤改良や油津漁港の突堤工事及び川南漁港の防砂堤工事を実施するものでございます。

漁村振興課は以上でございます。よろしくお願ひします。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

お手元の議案第1号に係ります平成23年度11月補正予算の歳出予算説明資料の61ページをお開きください。復興対策推進課の11月補正額は、一般会計で2億1,855万3,000円の増額補正をお願いしてございます。

内容につきましては別冊の常任委員会資料で御説明させていただきたいと思ひますので、6ページをお開きください。まず、新規事業の肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業についてであります。

この事業につきましては、右側の7ページをごらんいただきまして、「1.人工授精自粛の影響」と左肩のほうに書いてございますけれども、県内全域におきまして、4月23日から約3カ月間、防疫指針の趣旨等を踏まえまして、家畜人工授精業務の自粛を要請したところでありましたが、自粛解除後一斉に授精が行われたことから繁殖サイクルが偏りまして、その結果、右側のグラフにありますように、今後、子牛の出荷頭数が大きく増減する時期が見込まれております。このため、本事業におきまして競り出荷時期を調整し出荷頭数の平準化を図るために、子牛価格の安定や導入促進のための支援を行うとともに、別途、既定事業等を活用して4つの柱でその影響を総合的に緩和することを目的としてございます。

具体的には、その下の3の肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業の枠組みの中をごらんください。まず、1)の子牛価格安定対策といたしまして、黒く塗ってある部分でございますけれども、その月の県平均価格が、県の発動基準と

して設定いたしました40万円を下回った場合、国の発動基準が38万円でございますけれども、その38万円までの範囲内でその差額の4分の3を交付するというものでございます。また、その下の2)の導入促進対策といたしまして、購入した子牛を宮崎県外に輸送する購買者に対しまして、輸送費の一部を助成するものでございます。

また、関連対策といたしまして、右側に掲げてございますけれども、4の1)にございますように、繁殖雌牛導入事業の拡充なり要件緩和等を行いまして、おおむね2,000頭規模の緊急的な雌牛導入対策を実施し、子牛生産の平準化を促進するとともに、その下の2)制度資金の活用でございますように、先ほど営農支援課のほうから説明がございましたけれども、運転資金の不足等に対応するための制度資金の活用ということで、営農経費の支援を行うこととしてございます。

本年度の予算額につきましては、左のページ、6ページに戻っていただきまして、2事業の概要の欄でございますけれども、子牛価格安定対策として9,000万円、導入促進対策として825万円でございます。事業主体の事務費を合わせまして予算額9,891万円をお願いするものでございます。

なお、この全体事業費につきましては、事業概要の(1)予算額のところに括弧書きで2億9,673万円とございますが、このうち3分の2は国のほうから助成されることになってございまして、今回、地方負担分の3分の1をお願いするものでございます。

また、6ページの一番下、3の債務負担行為でございますが、委員会資料の3ページにもございますけれども、第1回目の事業対象期間が

平成24年度にかかる関係上、24年の4～5月分につきましては、今回、債務負担行為ということで7,161万8,000円の限度額を設定するものがございます。

本事業と関連対策を合わせました4つの柱で総合的に農家を支援することによりまして、出荷頭数の大きく増減する期間におきましても、子牛価格の安定を図り肉用子牛の出荷平準化を促進し、農家の経営安定を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、8ページをお開きください。新規事業、畜産経営再開支援推進事業についてでございます。

口蹄疫からの経営再開状況につきましては、これまで御報告してございますけれども、8月末現在で、農家戸数ベースで57%、頭数ベースで47%となっております。経営再開を迷っている農家に対します意向調査を行った中では、養豚経営におきまして、経営再開の意欲はあるものの、預託元の廃業なりで素豚の供給元がなく、経営再開に至っていないケースがあったり、ふん尿を処理する汚水浄化施設がなく、再開後の悪臭問題への懸念から経営再開に至っていないというようなケースがございました。これらの課題に対しまして、経営再開を通じた地域経済の復興等の観点から、肥育用の素豚を供給する繁殖センター及び環境問題を解消するための汚水浄化施設の整備を推進したいと考えてございます。

具体的には、2の(4)にございますように、①の養豚繁殖センター整備事業といたしまして、母豚800頭規模の繁殖センター1カ所の整備にかかる経費といたしまして、その一部を補助率3分の1で支援するものがございます。予算額として4,977万7,000円をお願いしてございます。

また、②の汚水浄化施設整備事業といたしまして、営農集団の行います10カ所の処理施設の整備につきまして、補助率3分の1で、予算額6,666万6,000円をお願いしてございます。また、その下の推進事務費と合わせまして、2の(1)の予算額にありますように1億1,964万3,000円をお願いしてございます。

これらの事業効果といたしまして、養豚経営体の経営再開が進み、母豚ベースで1,800頭程度、常時飼養頭数ベースで言いますと1万8,000頭程度の増加が期待されているところでございます。

続きまして、歳出予算説明資料(議案第36号)の41ページをお開きください。一般会計で7億7,657万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、右から3列目の欄でございますけれども、15億4,154万3,000円ということになります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

43ページをお開きください。(事項)口蹄疫復興対策事業費の7億7,657万4,000円の増額についてであります。これは、口蹄疫復興対策基金への追加積み立てに伴う補正でございまして、先般の宝くじの収益金を復興基金に積み立てるものがございます。

復興対策推進課につきましては以上でございます。

**○三好農村計画課長** 農村計画課でございます。

環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。農地法の事務に関する部分について御説明いたします。

まず、1改正の理由でございます。今回の条例改正は、本年8月30日に公布されました「地

域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法によりまして農地法の一部改正が行われたことによるものであります。

2改正の概要につきましては、平成18年4月から、事務処理の特例条例に基づきまして、農地法に係る県の事務権限の一部を宮崎市に移譲しておりますが、今回の農地法改正によりまして、農地法第3条に規定される農地等の権利移動の許可等に係る権限そのものが農業委員会へ移行することに伴いまして、宮崎市への権限移譲の必要がなくなることとなります。このため、その事項を条例から削除するものであります。

なお、施行期日は平成24年4月1日となっております。

また、下表の新旧対照表にありますように、今回の改正に伴いまして19の2の(1)から(6)までの事項が削除されることから、それ以降の番号の繰り上げが生じますので、あわせて改正をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○田口委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

**○福田委員** 最後に御説明いただきました農業委員会事務の削除条項を、もう一回詳しく説明してください。今行われている内容と、それが宮崎市の農業委員会に移動するという内容について。

**○三好農村計画課長** 農地法第3条につきましては農地の権利移動についての条項を定めております。このうち農業委員会の許可権限のものと県知事の許可権限のものがございます。農地法の権利移動につきましては、例えば、同一市

町村内の農地を取得する場合等については農業委員会の許可権限になりますけれども、居住する地域を越えて他の市町村の農地を取得する場合には県知事の許可案件となっております。今回の第2次一括法の関係によりまして、県知事の許可権限が農業委員会のほうにすべて移行することになりました。したがって、県の権限を権限移譲によりまして宮崎市のほうに移譲しておったんですけれども、法律が変わったことによりまして、権限移譲の行為そのものがなくなることから、この条項を削除するというところでございます。

**○福田委員** 平たく解釈すれば、農業者間の農地の移動は、届け出農業委員会の許可だけでオーケーと、こういうふうに解釈していいんですか。

**○三好農村計画課長** そのとおりでございます。

**○二見副委員長** 説明資料の6ページについてです。いろいろと9月の議会から議論されてきたところですが、子牛頭数の平準化策について、これは今度の1月のことだけじゃなくて、その次の25年のことまで考えていかないといけないと思うんです。先日も各団体のほうから御要望等も県のほうにも来ていると思うんですが、実際の生産農家の方々に対する補助事業等について、これ以外については、今のところ県のほうではちゃんと検討されているのか。またそういった要望について伺っていれば、どのような考えを持っていらっしゃるのかお話しいただきたいんですけれども。

**○児玉畜産課長** 子牛生産の平準化のための子牛の導入支援を行ってほしいという要望は、県のほうにも来ております。こういった生産者の要望を受けまして、導入事業は既存の事業が3つほどございますので、それを有効活用してほしいということをお願いをしてまいったところ

でございます。相手方といたしましては、補助事業の要件があつて利用しづらい部分があるというような意見もありましたことから、この要件も通常では難なくクリアできる要件だというふうに思っておりますけれども、1～3月期にかけましては多くの雌牛を導入する必要があると考えますので、既存事業の3つの事業の要件を緩和して、それを有効に利用していただきたいと考えておるところでございます。

**○福田委員** 二見副委員長が大変重要な問題を提起しました。いろいろ意見はあると思いますが、既存の事業の3事業の消化状況、どこあたりがどういうふうに使ひ勝手が悪かったのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思いません。

**○児玉畜産課長** この事業につきましては、一つは宮崎牛資質向上緊急対策事業というのがございまして、低能力の雌牛を廃用して、一定期間内に新たな能力の高い子牛を導入する、それに対する支援でございますが、その期間がちょっと短過ぎるということもございましたので、この事業の趣旨を考慮いたしまして期間は延ばしていきたいと考えております。

それからもう一つ繁殖雌牛導入事業、これは農協有の事業でございますけれども、これにつきましては農協が所有して5年間生産者に貸し付けて、5年後に譲渡というような事業でございます。農協が所有する関係で、その間金利が発生する。その相当分を助成するというところでございましたけれども、この事業は初期投資が軽くて増頭ができるという趣旨でつくっておるわけでございますけれども、現金で入れたい人もいるということもございまして、期間満了以前に償還できないかといったような声もございましたので、その辺を今、JA等と検討している

ところでございます。

それからもう一つの繁殖雌牛の地域内確保対策事業というのがございますが、これにつきましては種牛をつくる母体となるような優秀な牛でございまして、これは各市場が1年間に競りに出てくる牛を計画的にその事業に充てておりますので、この部分につきましては要件緩和というのは考えられないんですけれども、1～3月期で160頭程度は対象のものがおるといふことでございますので、これも行く行くは平準化に寄与していくものと考えておるところでございます。以上です。

**○福田委員** いろんな制度を組み立てておられまして、県内保留、そしてまた更新事業等も行っておられるわけですが、今、消化率を聞いたんですが、こういう事業は順調に消化しているんですか。

**○児玉畜産課長** 1年間の事業規模からいきますと、現時点のところ順調とは言えない状況です。というのが、そういう要件で使いづらいというのがあったということだろうと思っておりますが、1～3月期には要件を若干緩和いたしまして使っていただきたいと考えております。

**○福田委員** いろんな制約を使い勝手がいいほうに改正されるということでもありますから、それでよろしいかと思えます。

それから、現在持っている雌の高齢の牛を更新するわけですから、当然食肉処理が伴うと思うんです。この辺の対応はぴっしりと準備されておるんですか。

**○児玉畜産課長** この事業につきましては繁殖経営の中から出すということで、一般的には年とった雌牛というのはそれ専門の肥育農家がおられますので、そこに家畜商を通して行くケースがほとんどでございます。そこで肥育されて

出荷されるということでございますので、いきなりそういった老廃牛が屠場にどんどん出ていくことはないのじゃないかというふうに考えております。

○**福田委員** 当然、家畜市場でそういう老廃の母牛が出てくる。それを家畜商や食肉業者が買って飼育直しをして処理をしていくわけですね。そのサイクルは順調にいくわけですね。

○**児玉畜産課長** その部分は、通常の今までやられているような形で順調にいくんじゃないかと思っております。

○**福田委員** 二見委員長が申しましたいろんな団体の要望事項は、受け手のほうとしてはそれぞれ整理をしないとなかなか難しいと思います。しかし、全体を見た場合に、口蹄疫で直接の被害を受けた地域、あるいはその周辺地域等をトータルして、にぎわいのある家畜市場に復活するために対策としては考えておる、十分なものであると、こういうふうに頭数や資金対策から見てお考えですか。

○**日高復興対策推進課長** 今の御質問につきましては、影響緩和対策の部分につきましても、1～3月期で最大で1万8,000頭程度を対象としてございますし、また導入対策の中でも最大で2,000頭程度までは確保できるという考え方でございます。そういったことからしますと、今考えられる中では、今回の対策を実施させていただくことによりまして安定が図られると考えております。

○**福田委員** 恐らく十分対策を打っていただくものと考えておられて、いろいろ迷いはあると思いますが、この3事業を使って、今、生産者が現場で悩んでいる事項を完全に、「県の対策はよかった」と2年後、3年後言われるようにやっていただきたい。それがこの施策がよかつ

たかどうかのあかしになる。2年、3年かかります。ひとつその辺を十分御配慮いただきたいと思っております。以上です。

○**田口委員長** 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○**加勇田農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

委員会資料の10ページをお開きください。葉たばこ廃作対策の取り組みについて御説明いたします。

まず、1の本県における廃作の状況につきましては、表の中ほどでございますが、435戸、713ヘクタールの廃作希望がありまして、その結果、24年度は、その右側でございますが、360戸、750ヘクタールの作付予定となっているところでございます。

次に、2の先月開催されました葉たばこ審議会の結果でございますが、24年産の全国の耕作面積の上限といたしまして9,450ヘクタール、平均買い入れ価格につきましては、前年に対しおよそ1%引き上げる決定がなされたところでございます。

また、この審議会と同時に、JTからは、その下の3の(1)にありますような、JTが実施する葉たばこ継続農家への支援策の概要が示されたところでございます。①の共同利用施設の取り壊し等に伴う支援や、②、③の資材や専用機械の整備等に係る支援、⑤の災害援助金の算出に用いる平年代金の算出方法の見直しなどがございます。現在、詳細な事業内容につきまして検討が進められていると伺っております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思っております。(2)の共同利用施設でございます。現在、本県には、今回の廃作に伴いまして不要となる施設が、表の右から2番目「処分等必要な施設」

にありますように合計で31カ所ございます。このうち、国庫補助金等を活用し、まだ耐用年数期間内であるため、通常であれば補助金返還が必要となる施設が5カ所ございます。この5カ所につきましては、国との事前協議を行い、補助金返還が生じない方向で処分の手続を進めていくこととしております。

次に、4の経営転換農家への支援についてありますが、(1)の廃作農家に対するアンケートの調査結果を見ますと、まず年齢構成としては50代と60代がそれぞれ3割を超え、やや年齢の高い農家を中心となっております。その下の廃作面積を見ますと、いずれも20数%で、規模別には余り大きな差は見られないといった状況でございます。また、廃作の理由につきましては、「葉たばこの将来展望が開けない」が76%と最も多く、次いで「廃作奨励金が支払われる」が44%という結果でございます。また、廃作後の経営につきましては、98%が営農を継続する意向であり、廃作後の借地につきましては、経営面積全体の50%が借地でございますが、そのうちの22%を地主に返す予定となっているところでございます。それから主な転換品目は、里芋やバレイショなど露地野菜が中心となっております。水田作では飼料用稲が上がっているところでございます。次の希望する支援内容といたしましては、「転換品目の技術支援」や「補助事業や資金の情報提供」などが求められているところでございます。

次に、12ページをごらんください。(2)の経営転換品目の推進等でございますが、アンケートの結果等を踏まえまして、露地野菜を中心に販売先の見通しを立てながら、また、作付体系モデルであるとか経営収支指標を提示しながら、既存品目の拡大や、今後、需要増が見込まれる

加工・業務用野菜などの推進に努めているところでございます。そういった中で、②にありますように、施設・機械導入の要望や継続的な技術支援などの課題も上がってきておりますので、関係機関、関係団体とも連携しながら今後の対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、5の今後の支援対策等につきましては、まず、(1)のソフト事業等にありますように、各普及センターの緊急プロジェクト活動として研修会や個別農家の巡回等を実施するとともに、廃作農地の効率的な活用を図るため、農業委員会等と連携して農地の集積等を進めてまいりたいと考えております。

また、(2)の制度資金につきましては、先ほど営農支援課より説明がありましたとおり、今議会に上程させていただいているところでございます。

最後に、(3)のハード事業でございますが、①の県単事業につきましては、露地野菜への転換に必要な省力化機械等の整備を支援するものでございまして、現在、カンショの収穫機やゴボウの洗浄機など、事業費ベースで約5,500万円の要望を受けているところでございます。また、②の国の事業につきましては事業の詳細が確定しておりませんが、葉たばこ転換に必要な機械や施設の導入を支援する内容と伺っておりますので、現場が使いやすい事業となりますように、国に対し要望しているところであり、また情報収集にも努めているところでございます。今後とも関係機関・団体と十分に連携を図りながら、継続農家、廃作農家双方に対しましてきめ細やかに対応、支援をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の13ページをごらんください。県有種雄牛の凍結精液配布体制の見直し経過について御説明いたします。

まず、1の現状と問題点でございますが、14ページの図で御説明いたしたいと思っております。県有種雄牛につきましては、県の家畜改良事業団が一括管理し凍結精液を製造しております。その配布に際しましては、右上に示しております地域の家畜改良協議会から精液配布計画書の提出を受けまして、事業団で配布を調整、決定した後、中ほどにあります地域の家畜改良協会を通して、会員である家畜人工授精師に配布され、繁殖農家において人工授精が行われることとなっておりますのでございます。

このような仕組みの中で、一部地域では、右下に破線で囲んでおりますが、家畜人工授精師協会の入会制限のため、家畜改良協会の会員になることができず、結果的に県有種雄牛の凍結精液が入手できない状態となっております。このような入会制限に対しまして、公正取引委員会が独占禁止法違反につながるおそれのある行為が見られたといたしまして、家畜人工授精師協会に注意を行ったところでございます。

13ページに戻っていただきまして、このため県といたしましては、2の見直しの必要性にありますように、(1)の法令を遵守する必要性があること。(2)の県有種雄牛は貴重な財産でありまして、その凍結精液は、県内で広くかつ公正に利用すべきであること。また(3)にありますように、県は毎年、家畜人工授精師講習会を開催いたしまして授精師を養成しており、意欲ある授精師を育成していく必要があること。さらに、(4)の家畜人工授精師免許を有した畜産農家が、生産コスト低減のために自分が飼養

する牛にみずから人工授精をするということは合理性があること。こういったことを考慮いたしますと、現行の配布体制の見直しが必要であると判断したところでございます。

次に、3の県の対応についてでございますが、公正取引委員会の注意を受けまして、平成21年5月から当該地域におきまして当事者双方から意見を聞き調整を実施いたしました。地域からは、「県において県内統一のルールづくりをしていただきたい」という要請があったところでございます。県といたしましては、法令遵守の観点から、弁護士や公正取引委員会の意見を聞きまして、これを踏まえて見直し案を作成し、畜産関係団体と協議を重ねて、おおむね了解を得たところであります。そして本年5月から8月にかけて、家畜人工授精師で構成する各地域の家畜改良協会に説明を行いまして、さらに各地域において協議を実施していただいて一定の理解を得たところでございます。このような経過を経まして配布の方針を策定したところでございまして、4にその考え方を示しております。

今日まで、関係者の御協力を得ながら長い年月をかけて優秀な県有種雄牛を造成するとともに、これをもとに宮崎牛ブランドを確立してきた経緯を考慮いたしますと、まず、(1)にありますように、配付する凍結精液は県内への供給・利用を最優先とすること。次に、県有種雄牛以外の種雄牛造成には利用しないこと。さらに、(3)にありますように、配布に当たっては、凍結精液の利用状況や飼養する繁殖雌牛の頭数などの実態に応じて行うことといたしております。また、(4)にありますように、県外精液を利用する人工授精師につきましては、配布する凍結精液に一定の制限を設けたり、(5)のよう

に、新たに配布を受ける人工授精師にも、種雄牛造成や宮崎牛ブランドづくりに協力をいただくなど一定の配布条件をつけることで、本県の和牛改良や宮崎牛ブランドのさらなる発展を目指すことといたしております。

なお、見直し方針に基づく凍結精液の配布につきましては、今後、各地域において詳細な詰めを行ってまいりまして、来年度には実施したいと考えておるところでございます。

畜産課は以上でございます。

○**田口委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○**福田委員** 凍結精液の配布についてちょっとお尋ねしますが、説明はよくわかりました。配布体制見直しの中で（４）、これは北海道あたりでは広く行われています。飼養者みずからが人工授精をするということは行われているんですが、宮崎県内ではどれくらいの希望者がおるんですか。

○**児玉畜産課長** 現在、家畜改良協会に入っておられる人工授精師の方が130名程度と聞いております。それから、人工授精師の免許を所有されている方は400名程度とお聞きしておりますが、その差がすべて自家授精の方かと言われると、そうでない方もいらっしゃるだろうと思います。ただ、それが全部新たに受けるかといいますと、人工授精である程度の受胎率を確保するためには、当然技術に熟練する必要があるということ。それから人工授精を自分やるとなると、それに必要な備品でありますとか消耗品等が要ることを考えますと、400名と130名の差、270名のうちのどのくらいが新たに受けられるかは、今後地域で詳細を詰めていく中でない

と、現状では把握できていない状況でございます。

○**福田委員** 48年、各地域の人工授精師を統合すべく大分御苦勞いただきまして今日があるわけです。今の姿は望ましいと思いますが、法的な制約もありますから、こういう改正は当然だと思います。できればこういう方々が、経営上、自家授精をされる方向も時代の流れかなと思っています。北海道をずっと見ていまして、随分これが普及していきまして、受精卵移植までやっていますからね。そういう面では宮崎もようやくそういう姿になってくるのかなと思いますが、ぜひ、混乱が起きないようにソフトランディングを目指してやっていただきたいと思います。

○**押川委員** 葉たばこの共同利用施設の再編整備計画でありますけれども、先ほど説明がありましたとおり、乾燥施設、育苗施設、貯蔵施設31が処分等の必要があるということでもあります。その中で5つにおいては、用途変更あたりをしながら補助金返還がないような形の中で今努力をされておるということでありますが、進捗状況をもう少し教えていただきたいということと、31の中の5、残りでありますけれども、この処分のあり方については何らかの規制というものがあるのでしょうか。

○**加勇田農産園芸課長** まず、5カ所の進捗状況でございますが、今回、大規模な廃作となるということでございますので、農水省に出向きましていろいろと相談をさせていただいております。そういった中で、国の財産処分の承認基準というのがございますけれども、そういった中で補助金返還が免除されるようなものは適用できないかといった相談をしております。その中で、第6条でございますけれども、「社会経済情勢の変化によって、農家の責任に帰さない部

分で、当初の補助目的に従った利用が困難となっている施設に該当するでしょう」といったような返事をいただいております。ただ、これにつきましてはその後、施設が残れば、その上屋だけでも、あるいは上屋を撤去すれば敷地を、農林水産業の振興を通じた有効活用を図って下さいよといったものが一つございますので、有効活用を図るといった面でそれぞれの地域で検討していただいている状況でございます。そういったところ辺を十分に踏まえながら、補助金返還しなくて済むように最終的にはしていきたいと考えているところでございます。

それから残りの26カ所の分につきましては、基本的には国庫補助の縛りというのはございませんので、処分はできると考えております。ただ、せっかくあるものでございますので、それぞれの施設につきましても、できるだけ有効活用を図るといった視点で検討していただいているところでございます。それぞれの地域に応じていろんなところで有効活用する、譲渡する取り組みが上がってきているところでございますので、この辺もそれぞれの地域の中で助言・指導をしていきたいと思っております。

**○押川委員** 5つの件につきましては、引き続きそういうことで努力方をお願い申し上げておきたいと思っております。

それから残りの26施設の中で、例えば、共乾の皆さん方が地元の企業あたりでも売却ができるようなことになるのかならないのか。そこあたり私もわからんとですけれども、補助金の返還がない、そして使用されないという施設においては、共乾で判断をしてもいいということではないんですか。共乾が処分するということ。

**○加勇田農産園芸課長** 国の縛りがないという

ことでございますので、それぞれの共乾で判断するということになると思います。

**○押川委員** わかりました。ありがとうございました。

それから県の種雄牛関係につきましては一般質問でも質問をさせていただきましたので、新しい取り組みの中で答弁もいただいておりますから、今後、県外に種雄牛の種が流れないような形の中でしっかりした管理体制を整えてやっていただきますように、要望しておきたいと思っております。

**○福田委員** 報告事項の中で、たばこの廃作の後の転換品目ですが、見ますと非常に土ものの芋類が多いようですが、これに対する対応策は十分考えておられるんでしょうか。加工に回ったり青果用に回ったりあるんでしょうが、急激にふえるわけですね。

**○加勇田農産園芸課長** それぞれの地域の中で、品目についてはJAも含めて検討していただいているということでございます。里芋であれば加工用と青果用と両方あるわけでございますが、ジェイエイフーズにおきましても加工向けにということで推進を図っているといった状況でございます。そういったところも含めて、できるだけ販売先の見通しを立てながらといった形で今対応しているところでございます。ちなみに我々のほうでも、転換に伴う生産量といいますか面積が一応上がってきておりますので、この辺を見てもみますと、里芋であれば、単純に面積に平均反収を掛けた場合に、現在の生産量から見ましたときに5.6%増加するだろうという見方をしています。これは単純な机上の計算だけでございますが、それぐらいの量になると思っております。通常でも気象変動といったこともあるわけでございますが、ただ、過剰といったこ

とは価格にも響いてくるということでございますので、そこら辺につきましてはそれぞれ地域の中、あるいは経済連、JA等ときっちりと対応していきたいと考えているところでございます。

**○福田委員** 私の中部管内が転換、廃作の面積が一番多いんです。この中で私が聞く内容の作物が入っていないんですが、大根等は入っていませんでしたか。面積にカウントするような数字は出ていませんか。例えば千切りに加工する大根とか青果用とか。

**○加勇田農産園芸課長** 済みません。11ページのアンケート調査の結果もそうでございますが、大根はたばこの裏作に当たるということで、当然大根は非常に希望は多いということでございます。ただ、今回の場合はたばこそのものにかわる部分といったことで一応報告させていただいております。

**○福田委員** 中部管内はもともと大根の産地で、中野委員の地元もそうですが、日本一の切り干し大根の産地ですね。これは3年サイクルぐらいで、貯蔵をうまくやっていけば価格も平均化しますし、なおかつ中小企業を誘致したと同じような雇用を創出する効果があるんです。周年雇用ができていまして、恐らく中部管内、宮崎市、東諸で数百人の方がパック作業にかかわっていると思います。その辺も考慮しながら、地域の雇用も創出すると、そういうことも考えた取り組み——それにまた付随することは、3年サイクルですから、そこには冷凍冷蔵庫等の設置等についても対応してやらなくちゃなりませんから、十分その辺の御配慮をしておっていただきたいと思います。要望でございます。

**○岩下委員** 直接は関係ないんですけども、ちょっとお聞きしたいんですが、宮崎県で今、

二毛作をしているところとその面積、戸数がわかれば教えていただきたいんですが。

**○加勇田農産園芸課長** 今、県全体の数字が手元にはないんですけども、戸別所得補償制度、水田対策の中で二毛作に対する助成を行います。二毛作の面積が県全体では7,621ヘクタール上がってきております。ちなみに昨年度の実績としましては5,211ヘクタールということで、2,400ヘクタールほどふえている状況でございます。中心となりますのは飼料作物を絡めた二毛作ということでございます。

**○岩下委員** 飼料用じゃなくて、米として実際にされているのはどれくらいのものでしょうか。わかりませんか。

**○加勇田農産園芸課長** 主食用といいますか米となりますと二期作になりますけれども、二期作については現在、実施されていないということでございます。生産調整の絡みでずっと以前から二期作については廃止しているといったこともございまして、現在ではやっておりません。

**○岩下委員** 以前は二期作、二毛作というのはよく聞いていた表現だったんですけども、焼酎会社は今までは外米を使って焼酎をつくっていたと、まぜるのかもしれないけれども。今後、安全性とかいった点ですとすれば、外米は入れなくて、二期作でできた国内の米を使いたいんだけどもという要望も聞いているものですから、現状をお聞きしたところでした。

**○加勇田農産園芸課長** 加工用米につきましては、現在、一生懸命県でも推進を図っているところでございます。県内の焼酎会社で2万トンを超えるような需要があるということでございます。今、お話がございましたとおり、以前はMA米、外国から輸入した米を使っていたということでございます。これは非常に安いお米で

ございます。安いお米を使ったということでございますが、国産米を使うとなりますと、その辺の価格差を埋められないといったこともございます。その価格差を埋めていくためには、一つにはコストを下げていくことが必要でございますけれども、二期作でつくるとなりますと収量がなかなか上がらないということがございますので、コスト的には合わないのかなというふうに思っております。我々として今進めておりますのは、多収で、価格を引き下げても農家の手取りが減らないといえますか、できるだけ所得を維持できるような米として加工用米を推進していきたいと考えているところでございますので、二期作での対応というのは難しいのかなというふうには思っております。

○田口委員長 その他で何か御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 17 分休憩

---

午後 3 時 20 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、あす 8 日に採決を行うこととし、再開時刻を 1 時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何か皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 3 時 21 分散会

平成23年12月8日（木曜日）

---

午後1時0分再開

---

出席委員（8人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		新見昌安
委員		岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬慎治
総務課主任主事	押川康成

---

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第7号、第12号、第21号から第24号まで及び第36号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時14分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後1時22分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時22分閉会